

一関市水道施設運転管理等業務委託
要求水準書

一関市上下水道部

目 次

第1章 総 則	P. 1
第2章 業務の水準	P. 5
【参考資料－1】令和3年度の日平均及び日最大水量	P. 16
【参考資料－2】主な薬品の使用状況	P. 17
【参考資料－3】電気設備契約種別と電力量実績	P. 18
【参考資料－4】通信回線一覧	P. 26
【参考資料－5】再委託業務一覧	P. 29

第1章 総則

(趣 旨)

第1条 一関市水道施設運転管理等業務委託要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、受託者及び委託者が一関市水道施設運転管理等業務（以下「本業務」という。）を実施する上で、満たすべき業務の水準を定めるものであり、受託者が一関市水道施設運転管理等業務公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）で具体的な実施方法などを提案する上での指針となるものである。

(適 用)

第2条 受託者は、本業務の契約期間にわたって、要求水準書を遵守しなければならない。

- 2 受託者は、要求水準書に定める事項を満たす限りにおいて、本業務に関し自由に提案を行うことができる。
- 3 受託者が提出する提案については、委託者と受託者が協議の上で、その内容を本業務の履行に十分反映させるものとする。

(業務の履行)

第3条 受託者は、一関市水道施設運転管理等業務委託契約書（以下「契約書」という。）、一関市水道施設運転管理等業務委託性能仕様書（以下「仕様書」という。）、要求水準書、水道維持管理指針（最新版）、水道施設設計指針（最新版）及びその他関係図書並びに水道法等関係法令を遵守し、施設及び機器類を適切に運転管理・維持管理することにより施設の機能を十分に発揮し、安全・安定的な水道水の供給を図るものとする。

- 2 受託者は、本業務を包括的に受託することから、業務従事者に必要な資格者を配置し、適正に業務を遂行する体制を整えるものとする。
- 3 受託者は、本業務が長期にわたり継続するものであることから、受託者の持つ技術力を活かし、様々な取り組みや工夫を行って、業務の効率化や高度化を図るよう努めるものとする。
- 4 受託者は、本業務が水道水の供給という社会的使命を持つことを認識し、その役割を誠実に履行しなければならない。

(業務の一部再委託等)

第4条 本業務の実施に当り、受託者は、書面により委託者の承認を受けた場合に限り、本業務の一部を他の者に再委託し、又は請け負わせることができる。ただし、受託者は業務の実施にあたっては工程管理、業務実施確認等、その業務が完了するまで責任をもって監督するものとする。また、委託者が指定した業務については、委託者による完了検査を受検しなければならない。

2 委託者は、再委託をすることにより、業務の確実な履行が見込めないと認める場合には再委託を承認しないことができる。また、業務の全部を再委託することはできないものとする。

(貸与品)

第5条 委託者は、受託者に業務に必要な関係書類、工具、試験機器等を貸与する。

2 受託者は前項に掲げる以外のもので、業務遂行上必要と認められる場合は、委託者の許可を得て使用することができる。

3 受託者は、貸与品等について、台帳を作成して最適な管理を行い、委託者に報告しなければならない。

(資料の保管)

第6条 受託者は、貸与された資料、関係書類等について責任をもって保管するものとし、委託者の許可なくそれらを外部に持出し、又は提供してはならない。

(盗難、火災等の防止)

第7条 受託者は、委託施設の火災防止、盗難防止に努めなければならない。

2 受託者は、不法侵入を防止するため、委託施設の施錠管理を確実に行わなければならない。

(安全管理)

第8条 受託者は、業務遂行上危険が見込まれる場合や保安設備の改善が必要な場合は、委託者に速やかに報告するとともに必要な対策を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。

2 受託者は、業務従事者が危険な作業を行う場合は、関係法令を遵守し、安全教育を実施する等、作業の安全確保を図らなければならない。

(危機管理対応)

第9条 受託者は、震災、停電、施設の故障、水質異常等の緊急事態が発生した場合及び警備に伴う異常事態が発生した場合に備えて、緊急連絡体制を整備するとともに、業務従事者を非常招集できる体制を確立し、必要な応急措置を行える準備をしておかなければならない。

2 受託者は、緊急事態が発生した場合は、必要な初期対応を行ったのち速やかに緊急連絡表に基づき委託者に連絡しなければならない。

3 受託者は、震災、停電、施設の故障、水質異常等の緊急事態の初期対応の考え方について、「一関市応急給水・応急復旧計画マニュアル」等を参考にして、委託者に提案するものとする。

4 受託者の提案に基づき、委託者と受託者が協議の上、詳細な危機管理対応を定めるものとする。

(環境への取り組み)

第10条 受託者は、環境への取り組みについて、次の項目について配慮するものとする。

(1) 水道施設の省エネ・低コストに関する取り組み

(2) 前号を除く、環境負荷の軽減に向けた取り組み

(関係法令遵守)

第11条 受託者は、本業務履行にあたり、次に掲げる法規を遵守しなければならない。

(1) 労働基準法

(2) 労働安全衛生法

(3) 職業安定法

(4) 労働者災害補償保険法

(5) 水道法

(6) 電気事業法

(7) 消防法

(8) 騒音規制法

(9) 水質汚濁防止法

(10) 大気汚染防止法

(11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(12) エネルギーの使用の合理化等に関する法律

(13) 個人情報保護に関する法律

(14) その他この契約の履行に関する法律

(15) 監督官庁からの指示命令等

(報告書等の提出及び協議)

第12条 報告書等は受託者が作成して委託者の承認を得た様式に従い、遅滞なく委託者に提出しなければならない。また、報告のなかに技術的に解決が必要な問題がある場合は、その都度、委託者と協議を行い、問題の解決に努めなければならない。

2 受託者は、本業務に必要な諸事項について、委託者と打合せ、協議等を行った場合は、その都度、内容を議事録として整理し、委託者に提出しなければならない。

(要求水準の未達)

第13条 受託者の原因で要求水準書に求める要件を満足できなくなるおそれが生じた場合、受託者は速やかに委託者に状況を報告しなければならない。

この場合において、受託者は原因を究明し、満足すべき要件が達成できるように適切な措置を講じて、状況を改善しなければならない。

- 2 要求水準の未達が原因で水道利用者に重大な影響を与えるような場合、委託者及び受託者は協力して、その改善に努めなければならない。
- 3 委託者は、要求水準を満足できなかった要因の十分な調査を行い、改善の見込みがないと判断した場合は、契約を解除することができる。

(業務の中断)

第 14 条 受託者は、やむを得ない事情により本業務を中断しようとするときは、直ちにその旨を委託者に報告するとともに、業務継続のための対応について、委託者と協議し水道水の供給に支障を生じることのないよう、誠意をもってこれに対応しなければならない。

(履行期間終了に伴う業務引継)

第 15 条 受託者は、本業務に支障が生じることがないように、業務委託が終了したとき、又は契約が解除されたときは、委託者が指定する者に対象施設・設備の運転管理及び保全管理に係る業務引継ぎを誠実に行わなければならない。

- 2 受託者は、引継ぎのために必要となる業務に関する留意事項、マニュアルその他必要な資料を含む引継ぎ文書を作成しなければならない。
- 3 受託者は、本業務が円滑に引継がれるよう、委託者に最大限協力すること。
- 4 業務引継に係る費用は、受託者の負担とする。

(習熟期間)

第 16 条 業務開始日より円滑に業務が遂行となるよう、契約日から令和 5 年 3 月 31 日までの期間を習熟期間とすることができる。

- 2 習熟期間に係る費用は、受託者の負担とする。

第2章 業務の水準

(業務の実施)

- 第17条 受託者は、本業務の実施体制等について、契約締結後速やかに委託者が定めた監督員と打合せを行い、契約書、仕様書、要求水準書に基づき、業務履行計画書を作成して委託者の承認を得なければならない。
- 2 受託者は、業務履行計画書に基づいた、年間業務実施計画書及び月間業務実施計画書を作成して委託者の承認を得なければならない。
 - 3 年間業務実施計画書及び月間業務実施計画書に記載が必要な事項は、委託者と受託者の協議によるものとする。
 - 4 委託者は、承認した業務の実施体制であっても、業務の遂行上必要があると認められる場合は、文書で改善を申し入れることができるものとする。この場合、受託者は誠意をもってこれに対応しなければならない。
 - 5 委託者は、緊急を要すると判断した業務については、受託者に他の業務に優先して実施するよう指示することができるものとする。この場合、受託者は委託者の指示に従い対応するものとする。
 - 6 受託者は、運転管理、図書類及び機器等に精通し、適切な運転・操作を行い、誤操作防止に努めなければならない。
 - 7 受託者は、安定供給の維持、施設・作業の安全確保及び技術の向上を図るため、教育、研修、事故・災害発生時に備えた訓練等を実施しなければならない。
 - 8 受託者は、常に安全衛生管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、業務従事者全員に水道法に規定する健康診断を実施し、委託者に報告すること。

(業務委託の概要)

第18条 本業務委託の概要は、次のとおりである。

(1) 運転管理業務

浄水場、ポンプ場等の設備を適正に運転するために脇田郷浄水場に常駐し、主に集中監視室において行う以下の日常業務

ア 運転監視操作業務

- ①監視室業務
- ②緊急時の初期対応
- ③業務継承と引継ぎ
- ④報告書等の作成整理
- ⑤マニュアルの作成と見直し

イ 水質監視業務

- ①水質検査（毎日検査）
- ②ジャーテスト（凝集試験）

ウ その他関連業務

- ①門扉の開閉・施錠、I T V設備等による対象施設構内の監視
- ②備品・物品（支給品、貸与品）の管理
- (2) 保全管理業務
 - 浄水場、ポンプ場等の設備が正常な状態で運転できるように、その機能を維持することを目的とする以下の業務
 - ア 保守点検業務
 - ①日常点検
 - ②定期点検
 - ③建築付帯設備点検
 - ④補修業務
 - イ 精密点検・試験等（専門業者への再委託を含む。）
- (3) その他技術業務
 - 運転管理業務や保全管理業務を履行するにあたり必要とされる以下に掲げる技術的業務
 - ア 委託者が別に発注する業務への対応等
 - イ 緊急時の対応業務
 - ウ 薬品等の受入れ業務
 - エ 臨時の水質監視業務
 - オ 受託者が専門業者に発注する業務対応等
 - カ その他必要な業務
- (4) 修繕補修
 - 保守点検業務等で確認された現場での対応が可能な修繕について、定めた金額（1件 100万円（税抜）以下）内で行う業務（専門業者への再委託を含む。）
- (5) 事務業務
 - ア 委託者との業務打合せ、記録の作成、報告
 - イ 物品（水道用薬品、電力、電話等の通信回線、燃料等）の調達事務及び管理
 - ウ 消耗品、備品等の調達及び管理
 - エ 各種月間及び年間報告書の作成
 - オ 関連業務委託等の発注業務
 - カ 業務上発生する文書・記録の整理及び保管
 - キ 見学者対応業務
 - ク 事務所における日常的な清掃や整理整頓等、当然必要な簡単な作業

(業務履行計画書等の作成)

第 19 条 受託者は、前条の各業務を実施する上で留意すべき点、効率的・効果的業務方法などについて業務履行計画書に示し、委託者に提出するものとする。

2 受託者が提出した業務履行計画書に基づき、委託者と受託者が協議の上詳細な業務実施計画書を(年・月)を定めるものとする。

(業務体制)

第 20 条 受託者が満たすべき業務体制は、次のとおりとする。

(1) 運転管理業務

運転管理業務には、通年最低 2 名を脇田郷浄水場に配置し、施設の運転操作監視及び水質監視を行うものとする。ただし、他の方法を採用することで、これらの業務が十分に行えると認められ、かつ、委託者が承認した場合に限り、当該他の方法による監視体制を取れるものとする。

(2) 保守点検業務

原則、業務は平日の昼間勤務とする。

(3) 精密点検・試験等

原則、業務は平日の昼間勤務とする。

(4) 緊急時の対応業務

水道施設の緊急時に、迅速に対応できる人員体制を整備することとする。

(5) 業務責任者の勤務体制

業務責任者は、平日昼間常勤しなければならない。業務責任者が不在の場合は支障なく代わりに業務を行える者が常駐すること。

(業務の基本的要求水準)

第 21 条 受託者が本業務を履行する上で、受託者が最低限満たすべき要件は、次のとおりとする。

(1) 業務の基本的水準

受託者は、自らのノウハウを最大限活用し、水道施設等の運転管理及び維持管理を主体的に行い、良質な浄水を安定的に供給しなければならない。また、現行のサービス水準を維持することはもとより、その向上を図り、安定供給が確保できる十分な業務遂行体制により臨むこと。

さらに、業務の公益性を十分理解し、水道利用者や地域住民等との良好な関係づくりに向けた取り組みを推進すること。また、環境に対して十分配慮し、環境負荷の軽減に向けた取り組みを推進すること。

(2) 法令の遵守

本業務の履行にあたっては、関係法令の趣旨を踏まえて遵守すること。

(3) 施設の使用

本業務の実施に要する事務室、仮眠室等の施設は、その機能を良好に保ち、かつ、履行にあたっては関係法令の趣旨を踏まえて遵守すること。

(4) 備品の使用

本業務の履行に要する水質計器等の備品は、校正、点検整備を十分行い、その機能を良好に保って、使用の際に支障がないよう管理すること。

(5) 施設の熟知と創意工夫

受託者は、水道施設の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、水道施設の運転に精通するとともに、業務の遂行にあたって常に問題意識を持ってこれにあたり、創意工夫により設備の予防保全と効率的な運用に努めること。

(各業務の要求水準)

第 22 条 受託者が各業務を履行する上で、受託者が最低限満たすべき要件は、次のとおりとする。

(1) 運転管理業務

ア 運転監視操作業務

①監視室業務

1) 水質管理の水準

受託者は、水質管理の方法を明記した計画を作成し、原水水質の変化に対応するため浄水処理工程における水質管理を徹底すること。また、水質管理に必要な項目の検査、ジャーテスト及び塩素要求量試験の結果により、最適な薬品注入率を決定し、水質の向上に努めること。

水道法に定める水質基準項目の水準については、これまでの省令などを参照して遵守するものとする。

水質管理の要求水準を【表－1】に示す。

【表－１】＜水質管理に関する要求水準＞

<p>配水池から給水栓までの浄水は、常に水道法の水質基準に適合していること。 各施設の出口での遊離残留塩素及び水素イオン濃度を以下のとおりとする。 ただし、この範囲にあっても給水区域末端部での遊離塩素は 0.1mg/L 以上を維持すること。</p>		
項目	要求水準	採水箇所
遊離残留塩素	0.6mg/L～1.0mg/L	浄水池出口
	0.2mg/L～1.0mg/L	配水池出口
水素イオン濃度	pH6.5～pH7.5	着水井
	pH6.5～pH7.5	浄水池及び配水池出口
色度	1度以下	浄水池及び配水池出口
濁度	0.1度以下	ろ過池出口、浄水池及び配水池出口
味	異常でないこと	浄水池及び配水池出口
臭気	異常でないこと	浄水池及び配水池出口
<p>水質の維持・確認のために、必要な回数水質検査を実施する。</p>		

2) 水圧管理の水準

管末で 0.2MPa 以上となるよう配水圧力を適切に管理すること。

3) 水量管理の水準

配水状況により必要な設備・機械を運転し、取水量の調整、浄水処理工程での水位等のバランス調整及び配水池水位の監視を行う。

また、施設能力（浄水能力、配水能力）に応じた配水量の調整を行う。

水量管理の要求水準を【表－２】、令和３年度の実績を【参考資料－１】に示す。

【表－２】＜水量管理に関する要求水準＞

○各取水から汲み上げる水量は、規定された水利権の範囲内で行うこと。 (水利権)				
脇田郷浄水場	(取水口)	一関市萩荘字脇田郷 8 番 1 地先		
【脇田郷水源】	(最大取水量)	0.233 (m ³ /秒)		
八ツ尾沢浄水場	(取水口)	一関市川崎町薄衣字畑の沢 145 番 5 地先		
【畑の沢水源】	(最大取水量)	0.0139 (m ³ /秒)		
北上川第 1 水源	(取水口)	一関市川崎町門崎字銚子 245 番 2 地先		
	(最大取水量)	0.0113 (m ³ /秒)		
北上川第 2 水源	(取水口)	一関市川崎町門崎字銚子 235 番 3 地先		
	(最大取水量)	0.0085 (m ³ /秒)		
施設名別平均取水量 (m ³ /日)		令和元年	令和 2 年	令和 3 年
脇田郷水源		12,789	13,071	13,376
畑の沢水源		64	19	0
北上川第 1 水源		833	880	896
北上川第 2 水源		629	664	676

②緊急時の初期対応

受託者は、水質異常、地震、風水害、その他災害等が発生した場合、施設を安全かつ正常に運転できるよう、臨機に緊急の措置を講じ、直ちに委託者に報告すること。

③業務承継と引継ぎ

日常業務の確実な継続確保と情報の共有を行うこと。

④報告書等の作成整理

受託者は、運転管理に係る報告書の作成、運転記録の管理方法をあらかじめ委託者と協議し、これを記録・分析・整理すること。

⑤マニュアルの作成と見直し

受託者は、安定給水及び効率的な運転を行うために最善の対応を図れるように作業要領、運転操作マニュアル、各種手順書等の作成及び見直しを行うこと。

イ 水質監視業務

①水質検査（毎日検査）

浄水処理の確認のために行う水質検査を、各水道施設で良好な水質を維持するために必要な回数実施すること。

また、水質異常時には、確認と原因究明のために必要な水質検査を早急を実施すること。なお、これらの水質検査等の結果については、適宜報告を行うこと（報告の方法、頻度、報告書の様式等については、委託者と受託者が協議の上決定する。）。

②ジャーテスト（凝集試験）

適正な凝集剤や凝集補助剤の注入量を確認するため、定期的を実施する他、水質変化時に必要な回数実施すること。

ウ その他関連業務

①門扉の開閉・施錠、I T V設備等による対象施設の構内の監視

施設の危機管理等に対応するため、監視室での門扉操作やI T V操作・モニターの監視を行うこと。

②備品・物品の管理

受託者は、施設の維持管理を良好に行うために備え付けられている、又は貸与されている備品、図書類、鍵類の管理を行うこと。

(2) 保全管理業務

ア 保守点検業務

①日常点検

受託者は、主として電気設備、機械設備の異常の有無や徴候を見つけるため、目視、触感、異音、異臭等の確認により点検を行うこと。

点検頻度は表流水を水源とする急速ろ過方式系統の取水・導水施設及び浄水施設については毎日、その他の浄水方式による系統の取水・導水施設及び浄水施設については週1回、送水施設及び一次配水施設については月2回、二次以降の配水施設及びその他施設については月1回を目安とするが、委託者と協議の上点検頻度を変更することができる。

なお、日常点検結果の項目、記録の方法等については、業務開始前に業務履行計画書上で明示し、委託者と協議の上決定するものとする。

②定期点検

機器及び設備の機能維持のために、1ヶ月ごとに機器の停止を伴い、測定、調整、オイル交換、給脂、分解清掃等を行うこと。なお、点検結果の項目、記録の方法等については、業務開始前に業務履行計画書上で明示し、委託者と協議の上決定するものとする。

③建築付帯設備点検

受託者は、給排水、消防、照明、換気等の建築付帯設備について、その機能を良好に保つために目視、触感及び異音等の確認による点検及びそれらの点検結果の記録を行うこと。

なお、点検結果の項目、記録の方法等については、業務開始前に業務履行計画書上で明示し、委託者と協議の上決定するものとする。

④補修業務

受託者は、設備機器の故障又は不具合が生じ、応急に処置しなければならないと判断した場合、施設の機能を維持できるよう、臨機に緊急の措置を講じ、直ちに委託者に報告すること。

また、特殊技能や特殊工具を必要としない現場で修理可能なものについては、簡易な補修を行うこと。

イ 精密点検・試験等

受託者は、電気事業法第42条に定める保安規程により自家用電気工作物の保安点検を行うこと。また、消防設備点検については、関係法令に定める点検を、該当法規に則り実施すること。また、受託者がこれらの業務を再委託する場合は、あらかじめ委託者の承認を受けること。その点検業者との契約、支払等の業務については、受託者がすべて行うものとする。

(3) その他技術業務

ア 委託者が別に発注する業務対応等

委託者が別に行う点検・工事・修繕等による施設の運転調整を行うこと。また、必要により工事立会を行うこと。

イ 緊急時の対応業務

受託者は、水質異常、地震、風水害、その他災害発生等が発生した場合、初期対応者から業務を引継ぎ、応援要員による現場作業、待機業務、清掃作業等を行うこと。

ウ 薬品等の受入業務

受託者は、各水道施設における水道用薬品、燃料等の受入れ立会い業務を行うこと。

①次亜塩素酸ナトリウム

②ポリ塩化ナトリウム

③薄硫酸

④粉末活性炭

⑤苛性ソーダ

⑥消石灰

⑦重油

⑧軽油

エ 臨時の水質監視業務

受託者は、水質異常、地震、風水害、その他災害発生等が発生した場合、初期対応者（委託者・受託者とも）から業務を引継ぎ、応援要員による採水等を含む水質検査等業務を行うこと。なお、これらの水質検査等の結果については、適宜報告を行うこと（報告の方法、頻度、報告書の様式等については、委託者と協議の上決定する。）。

オ 受託者が専門業者に発注する業務対応等

受託者が専門業者に発注する業務に係る設計図書作成、工事調整、立会い等は受託者自らの責任により適切に実施すること。

(4) 修繕補修業務

受託者は、簡易な補修では対応困難なものについて、1件100万円（税抜）かつ契約期間中の総額7,500万円（税抜）（単年度の実施金額は契約年数で等分を基本とする。）の金額を上限として、修繕補修を実施することができることとする。

なお、修繕補修については、これを記録し保管すること。データの項目、記録の方法については、協議の上決定することとする。

(5) 事務業務

ア 委託者との業務打合せ、記録の作成、報告

受託者は、委託者との業務打合せを行った場合、その内容を記録したものを委託者に報告し、確認を受けるものとする。

イ 物品（水道用薬品、電力、電話等の通信回線、燃料等）の調達事務及び管理

①水道用薬品の調達

最適な浄水処理により、良好な水質を保持するために必要な次の水道用薬品（水質測定用の試薬を含む。）の調達については、受託者にて行うものとする。

薬品使用量実績を【参考資料－2】に示す。

②電力等の調達

水道施設の運転管理を良好に行うために必要な電力・燃料（用途：非常用発電機）の調達は、受託者が行い、適正に管理を行うものとする。また、受託者は効率的な運営に努め、省エネルギー及び省資源に努めなければならない。

電気設備契約種別と電力量実績を【参考資料－3】に示す。

③電話等の通信回線の調達

受託者独自の提案による運転管理業務の効率化・近代化に要する携帯端末等の通信機器や通信の調達管理については受託者が行う。既存のテレメータや電話回線等についても受託者が調達と管理を行うものとする。

既存の通信回線一覧を【参考資料－４】に示す。

ウ 消耗品、備品等の調達及び管理

委託業務の実施に要する全ての消耗品類の調達については、受託者が行い、水道施設の運転管理に支障をきたすことがないように、適正に管理するものとする。

エ 各種月間及び年間報告書の作成

月間及び年間業務が終了した際、定めた期限内に報告書を提出するものとする。

オ 関連業務委託等の発注業務

専門業者等に再委託する業務は、受託者が行い、適正に管理するものとする。なお、【参考資料－５】に示す業務は、再委託することができる。

カ 業務上発生する文書・記録の整理及び保管

受託者は、業務上発生した文書・記録を整理し、保管するものとする。なお、委託者よりデータ提供の求めがあった場合、可能な範囲で協力するものとする。

キ 見学者対応業務

受託者は、市民等からの浄水場施設見学の依頼に対応するものとする。

ク 事務所における日常的な清掃や整理整頓等、当然必要な簡単な作業

受託者は、業務で利用する室等を常に整理整頓及び掃除等を行い、清潔な職場環境維持に努めるものとする。また、時間外時の電話対応、通勤路・駐車場所等の最低限必要な箇所の除雪作業等、業務遂行上当然必要な簡単な作業を行うものとする。

(技術レベルの向上の取組)

第 23 条 受託者は、水道施設等の管理において、その技術レベルが向上するよう心掛けなければならない。

2 受託者は、水道施設等の管理技術の承継に努め、技術研修の実施や資格取得の推進により業務従事者の技術レベルの向上を図るとともに、業務委託の履行で習得したノウハウについては文書で取りまとめ、委託者に報告するものとする。

(車両の運行)

第 24 条 受託者は、運転管理業務や保全管理業務において、場外で作業する場合は受託者の所有する車両を使用し、受託者の従事者の運転で車両を運行すること。

2 受託者が使用する車両には、委託者の承認を受けて水道業務に従事していることを示す表示を施すこと。

3 委託者と受託者が同じ車両に乗車してはならない。

4 受託者の車両事故については、受託者が一切の責任を持つものとする。

(守秘義務)

第 25 条 受託者は、本業務で知り得た委託者の施設及び委託者の関連情報を本業務以外に使用し、又は他に漏らしてはいけない。

2 受託者は、委託者の承認を得て管理している書類や図書を委託者の許可なく外部に持ち出したり、他人に閲覧、複写、譲渡等をしてはならない。

(雑 則)

第 26 条 受託者は、契約書、仕様書、要求水準書及びその他関係書類に明記されていない事項であたっても、また、業務履行上で委託者から指示されていない事項であっても、施設運転管理上、当然必要な業務等を行うものとする。

2 受託者は委託者が実施する各水道施設の、電気設備、機械設備等の更新整備や施設能力の拡張整備等の円滑な実施に協力しなければならない。

(疑 義)

第 27 条 この要求水準書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方協議の上、定めるものとする。

【参考資料－１】 令和３年度の日平均及び日最大水量

施設名	取水量	配水量	
	日最大値	日平均値	日最大値
	(m ³ /日)	(m ³ /日)	(m ³ /日)
脇田郷浄水場	15,312	13,353	15,333
前堀浄水場	6,380	4,131	5,145
祭時浄水場	160	88	146
板川浄水場	925	725	924
小間木浄水場	989	624	987
番台浄水場	330	262	333
大森浄水場	7932	6,013	7,150
汁足浄水場	37	28	37
八幡館浄水場	762	415	537
松井浄水場	432	220	404
摺沢浄水場	924	703	865
渋民浄水場	969	553	1,022
摺沢第２浄水場	上巻浄水場に含む	17	23
中川浄水場	849	396	569
猿沢浄水場	645	417	675
上巻浄水場	2,421	1,524	2505
一ノ坪浄水場	390	259	426
八ツ尾沢浄水場	上巻浄水場に含む	472	602
本町浄水場	1931	1,447	1750
里前浄水場	685	585	674
竹沢浄水場	265	200	337
束稲浄水場	83	39	53
勢返浄水場	333	283	364
清水浄水場	500	220	336
川崎浄水場	1,895	1,382	2095
三本松浄水場	1,890	1527	2066
二日町浄水場	942	515	791
古川浄水場	97	54	70
箕ノ輪浄水場	783	775	1,081
深萱浄水場	504	632	896
沢内浄水場	96	50	100
大籠浄水場	123	89	119

【参考資料－２】＜主な薬品の使用状況＞

施設名	薬品名	令和３年度
脇田郷浄水場 祭時浄水場 板川浄水場 小間木浄水場 番台浄水場	次亜塩素酸ナトリウム(kg)	52,868kg
	次亜塩素酸ナトリウム(20kg 缶)12%	209 缶
	ポリ塩化アルミニウム(kg)	122,113kg
	消石灰(kg)	約 400kg
	粉末活性炭(kg)	0kg
	薄硫酸(kg)	731kg
	チオ硫酸ソーダ(25kg 缶)	6 缶
前堀浄水場	次亜塩素酸ナトリウム(kg)	10,163kg
大森浄水場	次亜塩素酸ナトリウム(kg)	29,820kg
	ポリ塩化アルミニウム(kg)	23,940kg
汁足浄水場	次亜塩素酸ナトリウム(20kg 缶)12%以上	4 缶
八幡館浄水場	次亜塩素酸ナトリウム(20kg 缶)12%以上	60 缶
松井浄水場	次亜塩素酸ナトリウム(20kg 缶)12%以上	34 缶
摺沢浄水場	次亜塩素酸ナトリウム(20kg 缶)12%以上	108 缶
渋民浄水場	次亜塩素酸ナトリウム(20kg 缶)12%以上	66 缶
摺沢第２浄水場	次亜塩素酸ナトリウム(20kg 缶)12%以上	-
中川浄水場	次亜塩素酸ナトリウム(20kg 缶)12%以上	92 缶
	塩化第二鉄(25kg 缶)	52 缶
	薄硫酸(20kg 缶)	100 缶
猿沢浄水場	次亜塩素酸ナトリウム(20kg 缶)12%以上	69 缶
上巻浄水場	次亜塩素酸ナトリウム(kg)	18,220kg
	ポリ塩化アルミニウム(kg)	38,460kg
一ノ坪浄水場	次亜塩素酸ナトリウム(20kg 缶)12%以上	65 缶
	苛性ソーダ(kg)25%	4,820kg
八ツ尾沢浄水場	次亜塩素酸ナトリウム(20kg 缶)12%以上	-
	ポリ塩化アルミニウム(25kg 缶)	170 缶
	苛性ソーダ(kg)25%	-
本町浄水場	次亜塩素酸ナトリウム(20kg 缶)12%以上	199 缶
里前浄水場	次亜塩素酸ナトリウム(20kg 缶)12%以上	109 缶
	ポリ塩化アルミニウム(25kg 缶)	66 缶
	薄硫酸(20kg 缶)	116 缶
竹沢浄水場	次亜塩素酸ナトリウム(20kg 缶)6%以上	57 缶
束稲浄水場	次亜塩素酸ナトリウム(20kg 缶)12%以上	19 缶
勢返浄水場	次亜塩素酸ナトリウム(20kg 缶)6%以上	37 缶
清水浄水場	次亜塩素酸ナトリウム(20kg 缶)6%以上	72 缶
川崎浄水場	次亜塩素酸ナトリウム(20kg 缶)12%以上	171 缶
三本松浄水場	次亜塩素酸ナトリウム(20kg 缶)12%以上	216 缶
二日町浄水場	次亜塩素酸ナトリウム(20kg 缶)12%以上	114 缶
古川浄水場	次亜塩素酸ナトリウム(20kg 缶)6%以上	17 缶
箕ノ輪浄水場	次亜塩素酸ナトリウム(20kg 缶)12%以上	69 缶
深萱浄水場	次亜塩素酸ナトリウム(20kg 缶)12%以上	70 缶
沢内浄水場	ポリ塩化アルミニウム(25kg 缶)	54 缶
	次亜塩素酸ナトリウム(20kg 缶)6%以上	17 缶
大籠浄水場	ポリ塩化アルミニウム(25kg 缶)	62 缶
	次亜塩素酸ナトリウム(20kg 缶)6%以上	28 缶

【参考資料－3】 電気設備契約種別と電力量実績

No.	契約施設名	契約需要場所	契約種別 (令和4年5月時点)	最大電力・ 契約容量	年間電力量 (令和3年度実績)
1	脇田郷浄水場	萩荘字脇田郷37-1	高圧季節別時間帯別電力	501 kW	2,925,866 kW
2	前堀浄水場	中里字新川原111-3	高圧季節別時間帯別電力S	393 kW	1,215,215 kW
3	高台2号配水池	釣山29-3	従量電灯B	15 A	1,455 kW
4			低圧電力	1 kW	0 kW
5	釣山配水池	高崎町10地内	よりそう+サマーセーブ	6 kV	1,697 kW
6	沢配水池	沢148-210	従量電灯B	50 A	2,527 kW
7	真柴調整池	真柴字楓木立43-138	従量電灯B	20 A	1,881 kW
8	真柴ポンプ場	真柴字吉ヶ沢2-16	従量電灯B	20 A	1,291 kW
9			低圧電力	18 kW	12,850 kW
10	鶴ヶ沢配水池	滝沢字鶴ヶ沢7-81	従量電灯B	20 A	995 kW
11			低圧電力	0.5 kW	1,463 kW
12	中田配水池	真柴字中田41-232	従量電灯B	15 A	2 kW
13			低圧電力	1 kW	1,639 kW
14	東工業団地配水池	東台14-89	よりそう+ナイト&ホリデー	3 kV	2,935 kW
15			低圧電力	18 kW	1,235 kW
16	関が丘配水池	関が丘109	従量電灯B	15 A	1,375 kW
17			低圧電力	1 kW	297 kW
18	沢ポンプ場	沢188-2	定額電灯	-	- kW
19			低圧電力	48 kW	126,567 kW
20	八郎沢配水池	狐禅寺字八郎沢50-88	従量電灯B	15 A	877 kW
21			低圧電力	0.5 kW	1,402 kW
22	中田ポンプ場	真柴字中田22-2	従量電灯B	30 A	844 kW
23			低圧電力	49 kW	107,639 kW
24	館配水池	山目字館64-279	従量電灯B	20 A	1,964 kW
25	蘭梅山配水池	山目字館64-1	従量電灯B	20 A	139 kW
26			よりそうB季特別電力	3 kW	1,488 kW
27	上野ポンプ場	巖美町上野266-6	従量電灯B	15 A	1,091 kW
28			低圧電力	43 kW	113,762 kW
29	笹谷配水池	赤荻字笹谷393-181	従量電灯B	15 A	1,002 kW
30			低圧電力	0.5 kW	1,402 kW
31	笹谷ポンプ場	山目字館70-75	従量電灯B	20 A	892 kW
32			低圧電力	13 kW	22,974 kW
33	八郎沢ポンプ場	狐禅寺字八郎沢13-7	高圧季節別時間帯別電力S	135 kW	286,102 kW
34	沢第2ポンプ場	沢294-8	よりそう+ナイト8	5 kV	1,261 kW
35			低圧電力	29 kW	81,372 kW
36	板川浄水場	巖美町字板川9-2	高圧季節別時間帯別電力S	105 kW	155,096 kW
37	祭時浄水場	巖美町字祭時261	従量電灯B	30 A	7,454 kW
38			低圧電力	24 kW	41,303 kW
39	小間木水源	弥栄字小間木57-13	よりそう+ナイト&ホリデー	3 kV	1,806 kW
40			低圧電力	44 kW	179,430 kW
41	小間木配水池	弥栄字小間木4-82	従量電灯C	8 kV	2,595 kW
42			低圧電力	39 kW	46,662 kW
43	番台浄水場	舞川字番台58-4	よりそう+サマーセーブ	6 kV	1,968 kW
44			よりそうB季特別電力	24 kW	117,369 kW
45	菅沢増圧ポンプ場	萩荘字高見26-4	従量電灯B	30 A	313 kW
46			低圧電力	9 kW	23,417 kW
47	大森増圧ポンプ場	巖美町字大森239-72	従量電灯B	20 A	808 kW

【参考資料－3】 電気設備契約種別と電力量実績

No.	契約施設名	契約需要場所	契約種別 (令和4年5月時点)	最大電力・ 契約容量	年間電力量 (令和3年度実績)
48	大森増圧ポンプ場	巖美町字大森239-72	低圧電力	1 kW	1,356 kW
49	猪岡ポンプ場	巖美町字大森372-1	よりそう+ナイト&ホリデー	3 kW	1,684 kW
50			低圧電力	21 kW	76,445 kW
51	小猪岡増圧ポンプ場	巖美町字柵木立20-1	従量電灯B	30 A	1,675 kW
52			よりそうB季特別電力	18 kW	12,539 kW
53	小猪岡第2増圧ポンプ場	巖美町字青笹2-10	定額電灯	-	- kW
54			よりそうB季特別電力	3 kW	7,694 kW
55	八森ポンプ場	萩荘字八森6-591	従量電灯B	40 A	1,231 kW
56			よりそうB季特別電力	14 kW	18,931 kW
57	八森配水池	萩荘字八森179-8	従量電灯B	30 A	280 kW
58			よりそうB季特別電力	2 kW	3,006 kW
59	達古袋配水池	萩荘字上宇津野47-7	従量電灯B	30 A	896 kW
60			よりそうB季特別電力	2 kW	2,047 kW
61	藤ノ沢ポンプ場	狐禅寺字藤ノ沢504-326	従量電灯B	20 A	2,594 kW
62			よりそうB季特別電力	3 kW	5,769 kW
63	草ヶ沢加圧ポンプ場	狐禅寺字草ヶ沢36-67	従量電灯B	30 A	99 kW
64			低圧電力	5 kW	806 kW
65	中島ポンプ場	舞川字中里137-1	従量電灯B	60 A	5,255 kW
66			低圧電力	6 kW	23,714 kW
67	鳥兎ヶ森配水池	舞川字小戸1-6	従量電灯B	30 A	1,147 kW
68	中貝山配水池	舞川字中入170-8	従量電灯B	30 A	1,106 kW
69	中入ポンプ場	舞川字中入138-3	従量電灯B	30 A	900 kW
70			低圧電力	10 kW	25,182 kW
71	峠配水池	舞川字峠149-55	従量電灯B	30 A	1,188 kW
72	原沢配水池	舞川字原沢155-206	従量電灯B	30 A	1,223 kW
73	大森第2取水ポンプ場	花泉町永井字大森233-2	従量電灯B	20 A	4 kW
74			低圧電力	47 kW	215,062 kW
75	大森浄水場	花泉町永井字大森84-51	高圧季節別時間帯別電力S	195 kW	63,639 kW
76	大森第1取水ポンプ場	花泉町永井字大森266-3	高圧季節別時間帯別電力S	175 kW	1,182,491 kW
77	汁足水源	花泉町老松字上汁足91-6	従量電灯B	15 A	276 kW
78	館前ポンプ場	花泉町金沢字動目記14-1	低圧電力	5 kW	4,949 kW
79	上油田工業団地配水池	花泉町油島字南沢97-146	従量電灯B	10 A	319 kW
80	蝦島増圧ポンプ	花泉町油島字飛ヶ沢5-6地先	よりそうB季特別電力	3 kW	4,252 kW
81	宿ポンプ場	花泉町老松字沼ノ沢85-3	従量電灯B	15 A	1,325 kW
82			低圧電力	19 kW	54,713 kW
83	下吉田流量計室	花泉町涌津字下吉田137-81地内	従量電灯B	10 A	139 kW
84	高倉増圧ポンプ場	花泉町永井字薬師沢53-2	従量電灯B	30 A	1,066 kW
85			低圧電力	8 kW	8,311 kW
86	林ノ沢ポンプ場	花泉町林ノ沢27-110	従量電灯B	40 A	936 kW
87			低圧電力	17 kW	58,981 kW
88	田東ポンプ場	花泉町花泉字田東85-2	低圧電力	3 kW	9,223 kW
89	大門加圧ポンプ室	花泉町金沢鹿伏20-65	従量電灯B	20 A	622 kW
90	大門増圧ポンプ場	花泉町金沢字赤沼沢41-5	従量電灯B	20 A	1,819 kW
91	大門増圧ポンプ場	花泉町金沢字赤沼沢41-5	よりそうB季特別電力	13 kW	1,587 kW
92	大又ポンプ場	花泉町花泉字花立前14-11	従量電灯B	30 A	1,642 kW
93			低圧電力	9 kW	12,616 kW
94	内沢ポンプ場	花泉町金沢字手代森5-2	従量電灯B	15 A	1,760 kW

【参考資料－3】 電気設備契約種別と電力量実績

No.	契約施設名	契約需要場所	契約種別 (令和4年5月時点)	最大電力・ 契約容量	年間電力量 (令和3年度実績)
95	内沢ポンプ場	花泉町金沢字手代森5-2	よりそうB季特別電力	11 kW	51,998 kW
96	中屋敷ポンプ場	花泉町金沢字中屋敷38	よりそうB季特別電力	2 kW	5,205 kW
97	石名坂配水池	花泉町金沢字石名坂26-8	定額電灯	-	- kW
98	中通増圧ポンプ場	花泉町日形字中通118-5	従量電灯B	20 A	275 kW
99			よりそうB季特別電力	3 kW	2,844 kW
100	松井水源	大東町大原字松井56-14	よりそう+ナイト&ホリデー	4 kV	5,022 kW
101			低圧電力	12 kW	37,362 kW
102	松井浄配水場	大東町大原字松井59-10	よりそう+ナイト12	5 kV	5,504 kW
103			低圧電力	4 kW	7,975 kW
104	中島水源地	大東町大原字八幡館21-11	従量電灯B	20 A	2,835 kW
105			低圧電力	11 kW	52,731 kW
106	沼ノ沢水源	大東町大原字沼ノ沢16-3	よりそう+ナイト&ホリデー	4 kV	1,104 kW
107	八幡館浄配水場	大東町大原字八幡館41-1	よりそう+ナイト12	5 kV	3,130 kW
108			よりそうB季特別電力	6 kW	13,623 kW
109	勝善水源地	大東町大原字勝善38-1	従量電灯B	30 A	736 kW
110			低圧電力	6 kW	70,490 kW
111	流矢水源	大東町摺沢字流矢214-3	従量電灯B	20 A	2,253 kW
112			低圧電力	37 kW	177,263 kW
113	摺沢浄水場	大東町摺沢字小沼95-2	従量電灯B	50 A	4,904 kW
114			低圧電力	30 kW	26,691 kW
115	渋民水源ポンプ場	大東町渋民字館下1-1	従量電灯B	40 A	1,018 kW
116			よりそうB季特別電力	12 kW	35,747 kW
117	摺沢第2ポンプ場	大東町摺沢字中羽根折沢116-24	従量電灯B	20 A	1,873 kW
118			低圧電力	3 kW	474 kW
119	摺沢第2浄配水場	大東町摺沢字北長者230-54	従量電灯B	20 A	4,721 kW
120			低圧電力	1 kW	6,298 kW
121	中川水源	大東町中川字篠ヶ崎218-4	従量電灯B	30 A	1,429 kW
122			低圧電力	31 kW	115,068 kW
123	中川浄配水場	大東町中川字篠ヶ崎57-5	従量電灯B	60 A	3,058 kW
124			低圧電力	46 kW	43,226 kW
125	猿沢浄水場	大東町猿沢字山崎100-16	よりそう+ナイト8	6 kV	8,283 kW
126			よりそうB季特別電力	37 kW	157,926 kW
127	渋民浄水場	大東町渋民字館下41-39	高圧季節別時間帯別電力S	75 kW	91,036 kW
128	西山増圧ポンプ場	大東町大原字西山118-17	低圧電力	3 kW	1,508 kW
129	勝善配水池	大東町曾慶字水上130-4	従量灯A	5 A	1,570 kW
130	上ノ洞ポンプ場	大東町大原字上ノ洞5-1	従量電灯B	30 A	82 kW
131			よりそうB季特別電力	9 kW	7,631 kW
132	流矢配水池	大東町摺沢字流矢120-4	従量電灯B	10 A	1,286 kW
133	渋民配水池	大東町渋民字水無89-61	よりそう+ナイト&ホリデー	4 kV	3,650 kW
134	堀河ノ沢加圧ポンプ場	大東町摺沢字沼田10-2	よりそうB季特別電力	7 kW	12,087 kW
135	大林ポンプ場	大東町摺沢字沼田60-123	低圧電力	12 kW	4,448 kW
136	羽山前ポンプ場	大東町摺沢字羽山前54-3	よりそう+ナイト12	6 kV	3,401 kW
137			低圧電力	7 kW	3,805 kW
138	百目木ポンプ場	大東町摺沢字百目木163-1	従量電灯B	10 A	1,251 kW
139			低圧電力	1 kW	2,091 kW
140	興田第2配水池	大東町鳥海字小森72-4	従量電灯B	15 A	1,072 kW
141	寒沢配水池	大東町猿沢字倉林103-2	従量電灯B	20 A	1,184 kW

【参考資料－3】 電気設備契約種別と電力量実績

No.	契約施設名	契約需要場所	契約種別 (令和4年5月時点)	最大電力・ 契約容量	年間電力量 (令和3年度実績)
142	七ツ森ポンプ場	大東町猿沢字七ツ森33-1	従量電灯B	15 A	474 kW
143			よりそうB季特別電力	2 kW	2,367 kW
144	伊勢堂ポンプ場	大東町猿沢字伊勢堂52-2	低圧電力	2 kW	632 kW
145	大町裏ポンプ場	大東町猿沢字大町裏110-8地先	よりそうB季特別電力	9 kW	3,330 kW
146	千ノ平ポンプ場	大東町猿沢字千ノ平174	よりそうB季特別電力	4 kW	769 kW
147	大森増圧ポンプ場	大東町沖田字大森27-3	低圧電力	1 kW	209 kW
148	暮坪ポンプ場	大東町曾慶字暮坪64-3	よりそう+ナイト&ホリデー	3 kV	2,404 kW
149			低圧電力	4 kW	3,290 kW
150	横道配水池	大東町曾慶字横道19-11	従量電灯B	20 A	1,117 kW
151	長洞1増圧ポンプ場	大東町猿沢字長洞39-27	よりそうB季特別電力	2 kW	279 kW
152	釣山配水池	大東町猿沢字長洞46-14	よりそうB季特別電力	2 kW	631 kW
153	大門増圧ポンプ場	大東町沖田字大門地内	よりそうB季特別電力	3 kW	230 kW
154	向前畑増圧ポンプ場	大東町鳥海字向前畑113-23	よりそうB季特別電力	9 kW	5,396 kW
155	館ヶ森ポンプ場	大東町沖田天狗沢65-5	よりそう+ナイト&ホリデー	3 kV	1,955 kW
156			低圧電力	6 kW	6,647 kW
157	東部水道課倉庫	大東町沖田字新田76-1	よりそう+ナイト&ホリデー	3 kV	1,571 kW
158	寒沢増圧ポンプ場	大東町猿沢字寒沢40-23	よりそうB季特別電力	2 kW	576 kW
159	一ノ坪浄水場	千厩町奥玉字一ノ坪17-2	よりそう+サマーセーブ	6 kV	5,176 kW
160			よりそうB季特別電力	28 kW	48,020 kW
161	深芦沢配水池	千厩町奥玉字深芦沢171-5	従量電灯B	20 A	1,400 kW
162	中上加圧ポンプ場	千厩町千厩字中上6-3	従量電灯B	10 A	0 kW
163			よりそうB季特別電力	18 kW	29,538 kW
164	下木六加圧ポンプ場	千厩町千厩字下木六98-4地先	低圧電力	7 kW	2,786 kW
165			街路灯A	-	- kW
166	北ノ沢加圧ポンプ場	千厩町千厩字北ノ沢107-6	従量電灯B	15 A	0 kW
167			低圧電力	2 kW	191 kW
168	宮敷配水池	千厩町千厩字宮敷38-11	従量電灯B	50 A	4,604 kW
169	駒場高区加圧ポンプ場	千厩町千厩字上駒場360-10	従量電灯B	20 A	3,642 kW
170			低圧電力	9 kW	3,259 kW
171	運動公園加圧ポンプ場	千厩町千厩字中駒場19-8	よりそうB季特別電力	9 kW	3,194 kW
172	西小田配水池	千厩町千厩字西小田356-7	従量電灯B	50 A	3,010 kW
173			低圧電力	2 kW	4,538 kW
174	八ツ尾沢浄水場	千厩町千厩字八ツ尾沢48-8	よりそう+シーズン&タイム	10 kV	4,362 kW
175			低圧電力	24 kW	99,649 kW
176	東部水道課倉庫	千厩町千厩字北方地内	従量電灯B	15 A	2 kW
177	三島配水池	千厩町磐清水字三島6	従量電灯B	15 kV	574 kW
178	野黒ポンプ場	千厩町磐清水字野黒4-8	従量電灯B	30 A	759 kW
179			低圧電力	21 kW	110,929 kW
180	小峠配水池	千厩町磐清水字小峠75-7	よりそう+ナイト&ホリデー	3 kV	7,237 kW
181	関上加圧ポンプ場	千厩町磐清水字関上167-7地先	低圧電力	5 kW	4,062 kW
182	立石沢ポンプ場	千厩町奥玉字立石沢109-1	従量電灯B	40 A	3,088 kW
183			低圧電力	8 kW	29,253 kW
184	立石沢配水池	千厩町奥玉字立石沢91	従量電灯B	30 A	4,784 kW
185	立石沢加圧ポンプ場	千厩町奥玉字立石沢185-8	低圧電力	7 kW	683 kW
186	大野沢加圧ポンプ場	千厩町奥玉字大野沢51-53地先	従量電灯B	15 A	53 kW
187			低圧電力	3 kW	3,495 kW
188	京ノ森配水池	千厩町奥玉字金取沢143-78	従量電灯B	30 A	947 kW

【参考資料－3】 電気設備契約種別と電力量実績

No.	契約施設名	契約需要場所	契約種別 (令和4年5月時点)	最大電力・ 契約容量	年間電力量 (令和3年度実績)
189	市道ポンプ場	千厩町清田字市道36-6	従量電灯B	30 A	2,324 kW
190			よりそうB季特別電力	19 kW	46,185 kW
191	吉立加圧ポンプ場	千厩町奥玉字熊ノ巣6-8	従量電灯B	20 A	260 kW
192			低圧電力	19 kW	12,669 kW
193	上巻浄水場	川崎町薄衣字南新山89-70	高圧季節別時間帯別電力S	295 kW	838,325 kW
194	上巻取水電気室	川崎町薄衣字上巻76-3	従量電灯B	30 A	2,223 kW
195			低圧電力	46 kW	317,820 kW
196	赤柴圧力調整池	川崎町薄衣字高野201-8	従量電灯B	30 A	942 kW
197	畑の沢取水場	川崎町薄衣字畑の沢146-4	従量電灯B	15 A	0 kW
198			低圧電力	25 kW	0 kW
199	大平導水ポンプ場	川崎町薄衣字大平330-17	従量電灯B	30 A	0 kW
200			低圧電力	25 kW	0 kW
201	川崎浄水場	川崎町門崎字銚子226-16	高圧季節別時間帯別電力S	105 kW	209,426 kW
202	川崎水源発電機室	川崎町門崎字川崎88-1	よりそう+ナイト&ホリデー	3 kV	155 kW
203			低圧季節別時間帯別電力	26 kW	87,914 kW
204	館畑加圧ポンプ場	川崎町門崎字館畑233地先	従量電灯B	15 A	220 kW
205	館畑ポンプ場	川崎町門崎字館畑364-5	従量電灯B	30 A	645 kW
206			低圧電力	14 kW	15,952 kW
207	宮畑加圧ポンプ場	川崎町門崎字宮畑50	従量電灯B	30 A	2,124 kW
208			低圧電力	5 kW	235 kW
209	所萱・地蔵平加圧ポン	川崎町門崎字所萱194-3	よりそう+ナイト&ホリデー	3 kV	1,453 kW
210			よりそうB季特別電力	8 kW	696 kW
211	所萱加圧ポンプ場	川崎町門崎字萩崎170-1	従量電灯B	20 A	764 kW
212			よりそうB季特別電力	3 kW	766 kW
213	所萩配水池	川崎町門崎字萩崎193-3	従量電灯B	15 A	308 kW
214	石蔵加圧ポンプ場	川崎町門崎字石蔵196-4	従量電灯B	30 A	1,038 kW
215			低圧電力	5 kW	1,678 kW
216	赤柴ポンプ場	川崎町薄衣字天蔵220-1	よりそう+ナイト&ホリデー	3 kV	4,694 kW
217			低圧電力	22 kW	110,691 kW
218	赤柴配水池	川崎町薄衣字沢平71-3	従量電灯B	10 A	456 kW
219	千手堂加圧ポンプ場	川崎町門崎字千手堂58-14	従量電灯B	30 A	0 kW
220			低圧電力	1 kW	0 kW
221	泉館加圧ポンプ場	川崎町薄衣字泉館89	従量電灯B	15 A	3,052 kW
222	泉台加圧ポンプ場	川崎町薄衣字泉台104-1	従量電灯B	15 A	538 kW
223	袖の沢ポンプ場	川崎町門崎字官紅239地先	従量電灯B	10 A	187 kW
224	袖洞加圧ポンプ場	川崎町門崎字神平57-2	よりそう+ナイト&ホリデー	2 kV	1,266 kW
225			よりそうB季特別電力	3 kW	1,184 kW
226	大池高区配水池	川崎町薄衣字大池77-32	従量電灯B	10 A	521 kW
227	大池低区配水池	川崎町薄衣字上段159-2	よりそう+ナイト&ホリデー	3 kV	3,542 kW
228			低圧電力	19 kW	59,417 kW
229	銚子台加圧ポンプ場	川崎町門崎字銚子259-17地先	低圧電力	1 kW	555 kW
230	長平加圧ポンプ場	川崎町薄衣字平松215-1	従量電灯B	30 A	2,606 kW
231			低圧電力	5 kW	2,380 kW
232	萩崎第1加圧ポンプ場	川崎町門崎字萩崎114-4	従量電灯B	20 kW	564 kW
233			低圧電力	5 kW	1,138 kW
234	萩崎第2加圧ポンプ場	川崎町門崎字萩崎269-1	従量電灯B	20 A	615 kW
235			低圧電力	5 kW	3,162 kW

【参考資料－3】 電気設備契約種別と電力量実績

No.	契約施設名	契約需要場所	契約種別 (令和4年5月時点)	最大電力・ 契約容量	年間電力量 (令和3年度実績)
236	萩崎第3加圧ポンプ場	川崎町門崎字萩崎469-8	従量電灯B	20 A	2,144 kW
237			低圧電力	5 kW	2,268 kW
238	門崎高区配水池	川崎町門崎字銚子289-2	従量電灯B	10 A	162 kW
239	門崎低区配水池	川崎町門崎字銚子181-5	よりそう+ナイト&ホリデー	3 kV	2,667 kW
240			よりそうB季特別電力	11 kW	40,893 kW
241	柳沢ポンプ場	川崎町薄衣字野手貝217-1	よりそう+ナイト&ホリデー	3 kV	3,269 kW
242			よりそうB季特別電力	9 kW	9,262 kW
243	柳沢配水池	川崎町薄衣字三島9-2	従量電灯B	10 A	322 kW
244	林道萩崎線加圧ポンプ場	川崎町門崎字館畑387-11	よりそう+ナイト&ホリデー	3 kV	1,066 kW
245			よりそうB季特別電力	5 kW	916 kW
246	所萩ポンプ場	川崎町門崎字萩崎182-8	従量電灯B	20 A	1,953 kW
247			低圧電力	15 kW	24,240 kW
248	本町浄水場	東山町長坂字西本町12	高圧季節別時間帯別電力S	135 kW	284,505 kW
249	西本町水源	東山町長坂字西本町37-20	従量電灯B	15 A	0 kW
250	里前浄水場	東山町長坂字館合9-6	よりそう+ナイト&ホリデー	3 kV	6,567 kW
251			低圧電力	27 kW	121,680 kW
252	里前取水場	東山町長坂字里前58-5	従量電灯B	30 A	99 kW
253			よりそうB季特別電力	17 kW	71,976 kW
254	本町低区配水池	東山町長坂字西本町157	従量電灯B	20 A	693 kW
255	旧松川ポンプ場	東山町松川字卯入道102	従量電灯B	15 A	337 kW
256	松川加圧ポンプ場	東山町松川字卯入道平79-4	低圧電力	10 kW	19,810 kW
257	東稲浄水場	東山町田河津字野土264-4	従量電灯B	50 A	2,296 kW
258			低圧電力	24 kW	59,107 kW
259	大木浄水場	東山町長坂字木戸割3-1	よりそう+ナイト&ホリデー	2 kV	4,697 kW
260			よりそうB季特別電力	16 kW	26,367 kW
261	竹沢浄水場	東山町田河津字竹沢311-2	よりそう+ナイト8	6 kV	2,012 kW
262			よりそうB季特別電力	26 kW	82,077 kW
263	小沼加圧ポンプ場	東山町田河津字小沼109-2地先	従量電灯B	15 A	18 kW
264			低圧電力	11 kW	14,665 kW
265	東稲配水池	東山町田河津袴腰1-386	従量電灯B	30 A	948 kW
266	大木配水池	東山町長坂字大面34	従量電灯B	10 A	453 kW
267	比良根配水池	東山町田河津字比良根71-170	従量電灯B	30 A	1,230 kW
268	比良根加圧ポンプ場	東山町田河津字比良根44-10	従量電灯B	10 A	481 kW
269			低圧電力	3 kW	672 kW
270	愛宕下水源	室根町折壁字愛宕下250-7	低圧電力	2 kW	14,375 kW
271	東部水道課倉庫	室根町折壁字新館前165-3	従量電灯B	15 A	1,954 kW
272			低圧電力	18 kW	77,740 kW
273	勢返浄配水場	室根町折壁字若菜沢340-1	従量電灯B	20 A	3,448 kW
274	清水浄配水場	室根町津谷川字清水54-24	よりそう+ナイト&ホリデー	4 kV	6,173 kW
275			低圧電力	8 kW	7,442 kW
276	津谷川分水井	室根町津谷川字大森3-42	従量電灯B	15 A	455 kW
277			低圧電力	1 kW	2,897 kW
278	古金生ポンプ場	室根町津谷川字古金生50-13	よりそう+ナイト&ホリデー	3 kV	4,555 kW
279			よりそうB季特別電力	7 kW	11,111 kW
280	古金生配水池	室根町津谷川字古金生3-19	従量電灯B	15 A	868 kW
281	高山ポンプ場	室根町津谷川字竹野下216-4	よりそう+ナイト&ホリデー	3 kV	3,972 kW
282			低圧電力	10 kW	10,287 kW

【参考資料－3】 電気設備契約種別と電力量実績

No.	契約施設名	契約需要場所	契約種別 (令和4年5月時点)	最大電力・ 契約容量	年間電力量 (令和3年度実績)
283	高山配水池	室根町津谷川字高山11-93	従量電灯B	30 A	4,668 kW
284	津谷川中部ポンプ場	室根町津谷川字中磯45-5	よりそう+ナイト&ホリデー	3 kV	1,244 kW
285			低圧電力	14 kW	46,267 kW
286	津谷川中部配水池	室根町津谷川字大森10-6	従量電灯B	10 A	293 kW
287	津谷川北部ポンプ場	室根町津谷川字葛ヶ沢9-8	よりそう+ナイト&ホリデー	3 kV	2,767 kW
288			低圧電力	10 kW	12,420 kW
289	津谷川北部配水池	室根町津谷川字有切125-27	よりそう+ナイト&ホリデー	3 kV	6,417 kW
290	古川浄水場	藤沢町藤沢字古川51-2	従量電灯B	15 A	974 kW
291			よりそうB季特別電力	15 kW	30,998 kW
292	切付中継ポンプ場	藤沢町西口字切付44-3	従量電灯B	30 A	301 kW
293			低圧電力	13 kW	72,899 kW
294	古中継ポンプ場	藤沢町藤沢字古87-5	従量電灯B	20 A	18 kW
295			低圧電力	42 kW	228,852 kW
296	馬場接合井	藤沢町藤沢字馬場188-4	低圧電力	8 kW	854 kW
297	二日町浄水場	藤沢町黄海岸町裏389-1	高圧季節別時間帯別電力S	117 kW	398,405 kW
298	三本松浄水場	藤沢町西口字玉川213-1	高圧季節別時間帯別電力S	117 kW	440,733 kW
299	愛宕配水池	藤沢町藤沢字町裏132-1地先	従量電灯B	15 A	314 kW
300	木ノ中加圧ポンプ場	藤沢町西口字木ノ中119-5	従量電灯B	20 A	484 kW
301			よりそうB季特別電力	2 kW	3,264 kW
302	白沢中継ポンプ場	藤沢町西口字白沢203-5	従量電灯B	15 A	786 kW
303			低圧電力	7 kW	3,104 kW
304	西口高区ポンプ場	藤沢町西口字十文字119-9	従量電灯B	15 A	124 kW
305			低圧電力	10 kW	15,799 kW
306	徳田ポンプ場	藤沢町徳田字馬場226	従量電灯B	30 A	1,350 kW
307			よりそうB季特別電力	14 kW	10,859 kW
308	荻萱ポンプ場	藤沢町徳田字埴316-6	従量電灯B	30 A	1,305 kW
309			よりそうB季特別電力	7 kW	1,485 kW
310	緊急連絡流量計室	藤沢町砂子田字宮ノ脇154-2	従量電灯B	15 A	421 kW
311	槻ノ木沢配水池	藤沢町砂子田字槻ノ木沢105-9	従量電灯B	20 A	664 kW
312	宇道沢第2加圧ポンプ	藤沢町保呂羽字宇道沢126-4	従量電灯B	20 A	1,294 kW
313			低圧電力	14 kW	5,268 kW
314	平前加圧ポンプ場	藤沢町保呂羽字平前33-4	従量電灯B	15 A	667 kW
315			低圧電力	2 kW	85 kW
316	上野平ポンプ場	藤沢町保呂羽字上野平53-2	従量電灯B	20 A	567 kW
317			低圧電力	14 kW	10,720 kW
318	上野平加圧ポンプ場	藤沢町保呂羽字上野平152-40	低圧電力	1 kW	310 kW
319	深田加圧ポンプ室	藤沢町保呂羽字大宝城66-13	従量電灯B	30 A	1,096 kW
320			低圧電力	15 kW	4,181 kW
321	深田和ポンプ室	藤沢町黄海岸字深田和39-9	従量電灯B	30 A	2,904 kW
322			低圧電力	10 kW	855 kW
323	上場ポンプ室	藤沢町黄海岸字上場222-4	従量電灯B	15 A	350 kW
324			よりそうB季特別電力	14 kW	47,147 kW
325	辻山送水ポンプ室	藤沢町黄海岸字辻山13-2	従量電灯B	20 A	295 kW
326			低圧電力	10 kW	18,610 kW
327	白石配水池	藤沢町黄海岸字白石2-7	定額電灯	-	- kW
328	沢内浄水場	藤沢町大籠字沢内20-6	よりそう+ナイト&ホリデー	4 kV	4,801 kW
329			よりそうB季特別電力	28 kW	28,192 kW

【参考資料－3】 電気設備契約種別と電力量実績

No.	契約施設名	契約需要場所	契約種別 (令和4年5月時点)	最大電力・ 契約容量	年間電力量 (令和3年度実績)
330	箕ノ輪浄水場	藤沢町黄海字箕ノ輪下232-2	高圧季節別時間帯別電力S	81 kW	256,883 kW
331	大籠浄水場	藤沢町大籠字右名沢32	よりそう+ナイト&ホリデー	4 kV	4,176 kW
332			よりそうB季特別電力	24 kW	42,305 kW
333	上馬野沢加圧ポンプ場	藤沢町大籠字蜂ノ沢30-6	従量電灯B	20 A	629 kW
334			低圧電力	3 kW	2,692 kW
335	奈良原増圧ポンプ室	藤沢町大籠字奈良原86-2地先	低圧電力	5 kW	3,891 kW
336	舟木送水ポンプ場	藤沢町藤沢字舟木142-2	従量電灯B	20 A	2,184 kW
337			低圧電力	8 kW	10,134 kW
338	権現加圧ポンプ場	藤沢町大籠字権現4-8	よりそう+ナイト&ホリデー	2 kV	758 kW
339			よりそうB季特別電力	3 kW	488 kW
340	田ヶ谷加圧ポンプ場	藤沢町大籠字田ヶ谷63-11	従量電灯B	20 A	713 kW
341			低圧電力	3 kW	1,505 kW
342	深葎高区ポンプ場	藤沢町黄海字八景下229-2	従量電灯B	20 A	24 kW
343			低圧電力	22 kW	46,339 kW
344	箕ノ輪高区ポンプ場	藤沢町黄海字箕ノ輪256-6	従量電灯B	20 A	221 kW
345			低圧電力	36 kW	163,789 kW
346	川口沖加圧ポンプ場	藤沢町黄海字大橋343	従量電灯B	20 A	1,113 kW
347			よりそうB季特別電力	5 kW	5,457 kW
348	館ヶ森加圧ポンプ場	藤沢町黄海字下中山2-197	従量電灯B	20 A	28 kW
349			低圧電力	5 kW	619 kW
350	館ヶ森加圧ポンプ場	藤沢町黄海字下中山230-26地先	低圧電力	9 kW	12,256 kW
351	小日形配水池	藤沢町黄海字小日形101-3	従量電灯B	30 A	842 kW

【参考資料－４】通信回線一覧

電話番号 回線 I D	回線 種別	契約名称	摘要
0191-26-0181	一般	脇田郷浄水場 F A X	脇田郷浄水場 F A X
0191-63-3293	一般	深田加圧ポンプ場	警報用電話等
0191-53-2026	一般	運動公園線加圧ポンプ場監視用	
0191-53-2055	一般	緊急連絡管(下木六)加圧ポンプ場監視用	
0191-53-2249	一般	駒場高区(駒場)加圧ポンプ場監視用	
0191-53-2664	一般	神子ノ沢(中上)加圧ポンプ場監視用	
0191-56-2049	一般	一ノ坪浄水場	
0191-36-1388	一般	中通ポンプ場	
0191-82-2466	一般	大又ポンプ場 監視用	
0191-82-3509	一般	老松水源池 監視用	
0191-82-4202	一般	大門加圧ポンプ場 監視用	
0191-82-5647	一般	吉田流量計 監視用	
0191-84-2145	一般	大森浄水場 監視用	
0191-72-2374	一般	大東潤い活力プラザ(異常通報用) コルソス	
0191-75-3321	一般	大林ポンプ場(異常通報用)	
0191-75-3868	一般	羽山前ポンプ場(異常通報用)	
0191-71-4200	一般	大町裏ポンプ(異常通報用)	
0191-71-4201	一般	千ノ平ポンプ(異常通報用)	
0191-71-4640	一般	七ツ森ポンプ(異常通報用)	
0191-61-2333	一般	室根支所(異常通報用)	
0191-51-3720	一般	一ノ坪浄水場 監視警報用	
0191-52-4415	一般	上巻浄水場 監視警報用	
192-121230	3.4K	大森ポンプ場 ⇄ 大森浄水場	中央監視用
196-108173	3.4K	大森浄水場 ⇄ 建設水道課	
196-134291	3.4K	上巻調整池 ⇄ 上巻浄水場	
196-134292	3.4K	上巻取水場 ⇄ 上巻浄水場	
196-134297	3.4K	川崎 ⇄ 千厩	
190-200103	3.4K	脇田郷浄水場 ⇄ 上野ポンプ場	
190-400158	音声	市役所 ⇄ 脇田郷浄水場	
190-400164	3.4K	前堀浄水場 ⇄ 蘭梅山配水池	
191-400108	3.4K	笹谷ポンプ場 ⇄ 笹谷配水池	
191-400110	3.4K	脇田郷浄水場 ⇄ 鶴ヶ沢配水池	
191-400169	3.4K	前堀浄水場 ⇄ 館配水池	
192-101813	3.4K	脇田郷浄水場 ⇄ 箱清水配水池	
192-104010	3.4K	脇田郷浄水場 ⇄ 真柴ポンプ場	
192-104011	3.4K	真柴ポンプ場 ⇄ 真柴調整池	
196-116441	3.4K	脇田郷浄水場 ⇄ 東工業団地配水池	
196-133505	3.4K	脇田郷浄水場 ⇄ 沢ポンプ場	
196-134243	3.4K	脇田郷浄水場 ⇄ 前堀浄水場	
196-134515	3.4K	脇田郷浄水場 ⇄ 中田ポンプ場	
196-134517	3.4K	脇田郷浄水場 ⇄ 笹谷ポンプ場	
196-134545	3.4K	脇田郷浄水場 ⇄ 八郎沢ポンプ場	
196-134546	3.4K	八郎沢ポンプ場 ⇄ 八郎沢配水池	
196-137066	3.4K	脇田郷浄水場 ⇄ 沢第2ポンプ場	
196-134489	3.4K	西小田配水池 ⇄ 建設水道課	
196-134547	3.4K	宮敷配水池 ⇄ 建設水道課	
190-402273	3.4K	本町浄水場 ⇄ 里前浄水場	
196-108877	3.4K	東山町水道事業所 ⇄ 本町浄水場	
190-402292	3.4K	上場配水池 ⇄ 二日町水源地	
192-104338	50b/s	古中継ポンプ場 ⇄ 馬場接合井	
192-107859	50b/s	古中継ポンプ場1階 ⇄ 愛宕配水池	

【参考資料－４】通信回線一覧

電話番号 回線 I D	回線 種別	契約名称	摘要
192-118352	3.4K	増沢水源池 ⇨ 藤沢町水道事業所中央管理棟	中央監視用
192-118353	3.4K	古川水源池 ⇨ 藤沢町水道事業所中央管理棟	
196-125384	3.4K	三本松水源地 ⇨ 古中継ポンプ場	
196-137137	3.4K	箕ノ輪水源池 ⇨ 辻山送水ポンプ場	
192-107858	3.4K	深萱水源池 ⇨ 藤沢町水道事業所中央管理棟	
192-118351	3.4K	沢内浄水場 ⇨ 藤沢町水道事業所中央管理棟	
196-129706	3.4K	大籠水源池 ⇨ 藤沢町水道事業所	
192-107860	50b/s	舟木送水ポンプ場 ⇨ 深萱水源地	
196-137110	3.4K	小日形配水池 ⇨ 箕ノ輪浄水場	
196-137136	3.4K	木ノ中中継ポンプ場 ⇨ 建設水道課	
192-106641	3.4K	祭時浄水場 ⇨ 脇田郷浄水場	
192-117133	3.4K	板川浄水場 ⇨ 脇田郷浄水場	
196-120784	3.4K	小猪岡増圧ポンプ場 ⇨ 脇田郷浄水場	
196-138412	3.4K	猪岡ポンプ場 ⇨ 達古袋配水池	
196-110090	3.4K	猪岡送水ポンプ場（上段） ⇨ 脇田郷浄水場	
196-122689	3.4K	菅沢増圧ポンプ場 ⇨ 脇田郷浄水場	
196-128107	3.4K	八森ポンプ場 ⇨ 脇田郷浄水場	
192-122099	3.4K	小間木浄水場 ⇨ 小間木取水場	
192-122100	3.4K	小間木浄水場（配水池） ⇨ 脇田郷浄水場	
196-129162	3.4K	藤ノ沢配水池 ⇨ 脇田郷浄水場	
196-129349	3.4K	番台浄水場 ⇨ 脇田郷浄水場	
196-129348	3.4K	番台浄水場 ⇨ 鳥兎ヶ森配水池	
196-132452	3.4K	中入ポンプ場 ⇨ 脇田郷浄水場	
196-132477	3.4K	中島ポンプ場 ⇨ 脇田郷浄水場	
196-132453	3.4K	中入ポンプ場 ⇨ 中貝山配水池	
196-133463	3.4K	中島ポンプ場 ⇨ 原沢配水池	
196-133465	3.4K	中島ポンプ場 ⇨ 峠配水池	
196-102727	3.4K	松井（水源地）浄水場 ⇨ 大東潤い活力プラザ	
196-123156	3.4K	八幡館浄水場 ⇨ 中島水源地	
196-122280	3.4K	八幡館浄水場 ⇨ 大東潤い活力プラザ	
196-111069	3.4K	渋民水源地 ⇨ 大東潤い活力プラザ	
196-121247	3.4K	摺沢第2浄水場 ⇨ 大東潤い活力プラザ	
196-121213	3.4K	中川浄水場 ⇨ 大東潤い活力プラザ	
196-102726	3.4K	猿沢浄水場 ⇨ 大東潤い活力プラザ	
196-102724	3.4K	興田第2配水池 ⇨ 大東潤い活力プラザ	
196-138634	3.4K	渋民浄水場 ⇨ 勝善配水池	
196-138635	3.4K	渋民浄水場 ⇨ 勝善水源	
196-137135	3.4K	畑の沢取水場 ⇨ 導水ポンプ場	
196-105276	3.4K	導水ポンプ場 ⇨ 八ツ尾沢浄水場	
196-105277	50b/s	八ツ尾沢浄水場 ⇨ 三島配水池	
196-112385	50b/s	野黒ポンプ場 ⇨ 小峠配水池	
196-118619	50b/s	立石沢ポンプ場 ⇨ 立石沢配水池	
196-137128	3.4K	八ツ尾沢浄水場 ⇨ 千厩支所	
196-137129	3.4K	千厩支所 ⇨ 野黒ポンプ場	
196-137132	3.4K	千厩支所 ⇨ 立石沢ポンプ場	
196-137130	3.4K	千厩支所 ⇨ 市道ポンプ場	
196-137131	3.4K	千厩支所 ⇨ 一ノ坪浄水場	
196-121215	3.4K	東稲浄水場 ⇨ 東稲配水池	
196-121217	3.4K	本町浄水場 ⇨ 東稲浄水場	
196-122292	50b/s	東稲浄水場 ⇨ 東稲加圧ポンプ場	
196-130866	3.4K	竹沢浄水場 ⇨ 本町浄水場	

【参考資料－４】通信回線一覧

電話番号 回線 I D	回線 種別	契約名称	摘要
196-130867	3.4K	竹沢浄水場 ⇨ 野土配水池	中央監視用
196-130868	3.4K	大木浄水場 ⇨ 西本町浄水場	
190-402447	3.4K	折壁送水ポンプ場 ⇨ 室根支所	
190-402448	3.4K	勢返配水池 ⇨ 折壁送水ポンプ場	
196-101129	3.4K	清水浄水場 ⇨ 津谷川中部送水ポンプ場	
196-104931	3.4K	清水浄水場 ⇨ 古金生送水ポンプ場	
196-104932	3.4K	清水浄水場 ⇨ 高山送水ポンプ場	
196-105256	3.4K	清水浄水場 ⇨ 室根支所	
190-401195	3.4K	川崎支所 ⇨ 大池送水ポンプ	
190-401196	3.4K	川崎農村環境改善センター ⇨ 赤柴中継ポンプ場	
192-103839	3.4K	赤柴中継ポンプ場 ⇨ 川崎支所	
196-127157	3.4K	所萩ポンプ場 ⇨ 所萩浄水場	
196-132168	3.4K	柳沢ポンプ場 ⇨ 川崎農村環境改善センター	
196-136648	50b/s	赤柴配水池 ⇨ 川崎支所	
191-400194	3.4K	摺沢浄水場 ⇨ 大東潤い活力プラザ	
196-138011	3.4K	脇田郷浄水場 ⇨ 釣山配水池	
196-137088	3.4K	林の沢ポンプ場 ⇨ 花泉建設水道課	
196-137555	3.4K	建設水道課 ⇨ 田東ポンプ場	
196-137556	3.4K	建設水道課 ⇨ 宿ポンプ場	
196-137557	3.4K	建設水道課 ⇨ 内沢ポンプ場	
190-402293	3.4K	藤沢町水道事業所中央管理棟 ⇨ 箕輪水源地	
196-137075	3.4K	一関市大東支所 ⇨ 天狗田ポンプ場	
196-137076	3.4K	一関市大東支所 ⇨ 暮坪ポンプ場	
196-137388	3.4K	沢第2ポンプ場 ⇨ 鶴ヶ沢配水池	
196-137416	3.4K	大木地区配水場 ⇨ 大木地区ポンプ場	
196-137456	3.4K	工業団地配水池 ⇨ 林の沢送水ポンプ場	
196-138054	3.4K	徳田送水ポンプ場 ⇨ 三本松水源地	
196-138055	3.4K	三本松水源地 ⇨ 槻ノ木沢配水池	
196-138056	3.4K	上野平送水ポンプ場 ⇨ 三本松水源地	
196-138437	3.4K	奥玉 ⇨ 千厩	
196-138412	3.4K	猪岡ポンプ場 ⇨ 達古袋配水池	
196-138435	3.4K	本町浄水場 ⇨ 本町低区配水池	
196-138436	3.4K	本町浄水場 ⇨ 柴宿配水池	
CAF1213333954	フレッツ光	大東地域内施設外部監視用	大東支所
プロパイダー			
市イントラ使用料		年1回払い	各支所施設監視用

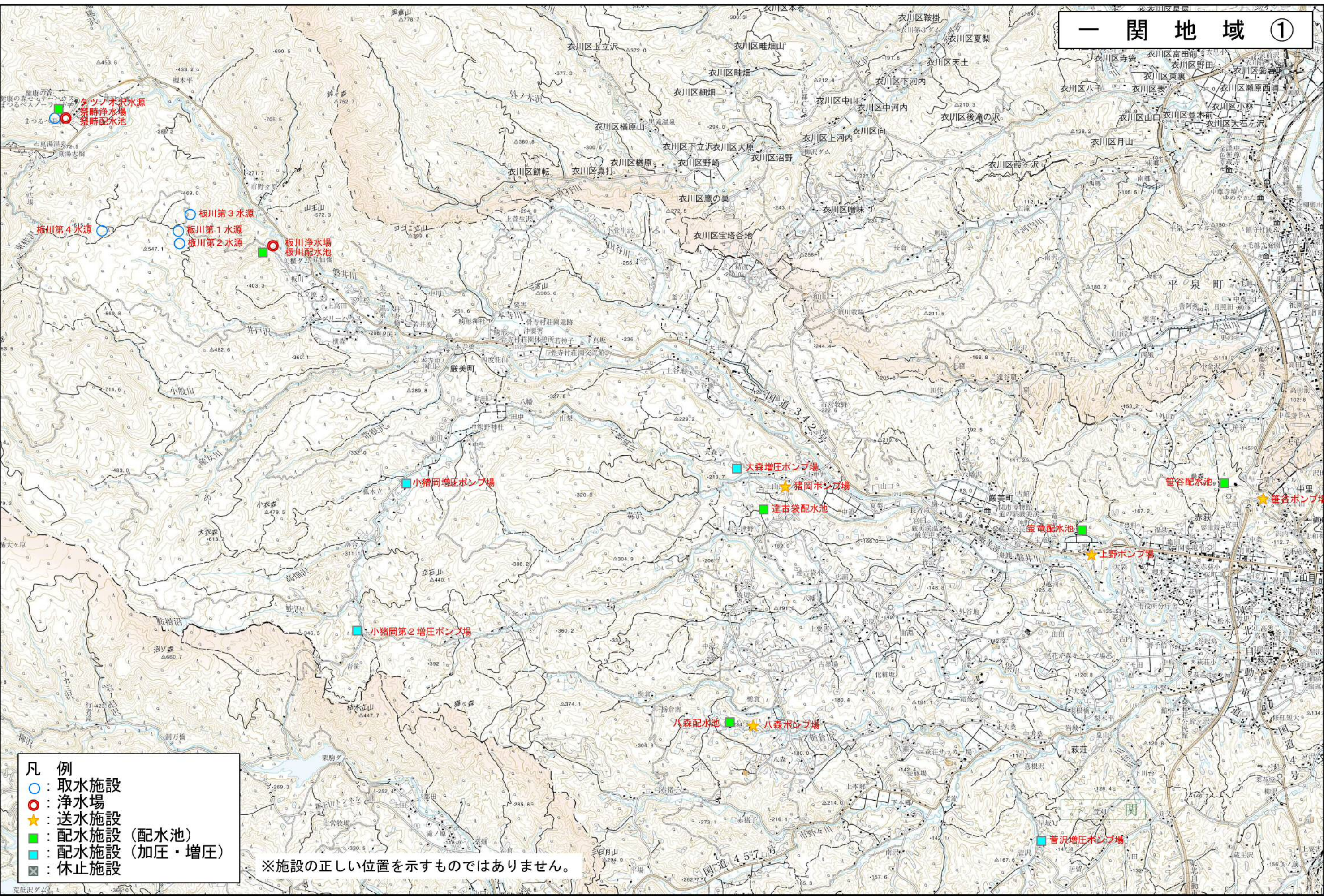
【参考資料－5】 再委託業務一覧

No.	項目	内容	備考
1	薬液注入ポンプ点検委託	浄水、送水施設等の薬液注入ポンプの保守点検	47施設
2	工業計器点検委託	濁度計、残塩計、静電容量式水位計の保守点検	濁度計 34台 (全地域) 残塩計 51台 (全地域) 水位計 17台 (一関地域)
3	脇田郷浄水場中央監視設備保守点検委託	中央監視設備の保守点検	
4	消防設備点検委託	浄水施設の消防設備の保守点検	脇田郷、前堀、大森、上巻、一ノ坪、渋民、猿沢、本町、川崎、三本松
5	脇田郷浄水場小荷物専用昇降機点検委託	小荷物専用昇降機の保守点検及び定期点検 (報告)	1基
6	水道施設除草業務委託	水道施設用地の除草	休止、廃止施設 (敷地) 等を含む
7	脇田郷、上巻浄水場汚泥処理委託	汚泥の収集運搬及び処理	約250t (令和3年度実績)
8	前堀地下水位測定業務	観測井の水位測定	3箇所
9	清掃業務委託	浄水場床清掃業務、取水井排砂業務、ろ過池清掃及び洗砂業務、配水池・ポンプ井清掃	脇田郷床清掃、脇田郷取水排砂、大東 (松井、八幡館、中川) ろ過池清掃洗砂、室根 (清水) ろ過池清掃洗砂等
10	残留塩素測定委託	配水施設ごとの毎日測定	77箇所 (令和3年度実績)
11	脇田郷浄水場事業系廃棄物処理委託	事業系廃棄物の収集運搬及び処理	
12	大森浄水場浄化槽維持管理委託	浄化槽の維持管理	5人槽
13	上巻浄水場汚泥積み込み等委託	天日乾燥床の汚泥積み込み、砂敷き込み	汚泥 約90m ³ 砂 約25m ³
14	自家用電気工作物保安管理業務委託	自家用電気工作物の保安管理業務	63施設

一関市水道施設運転管理等業務委託各地域別施設位置図

一関市上下水道部

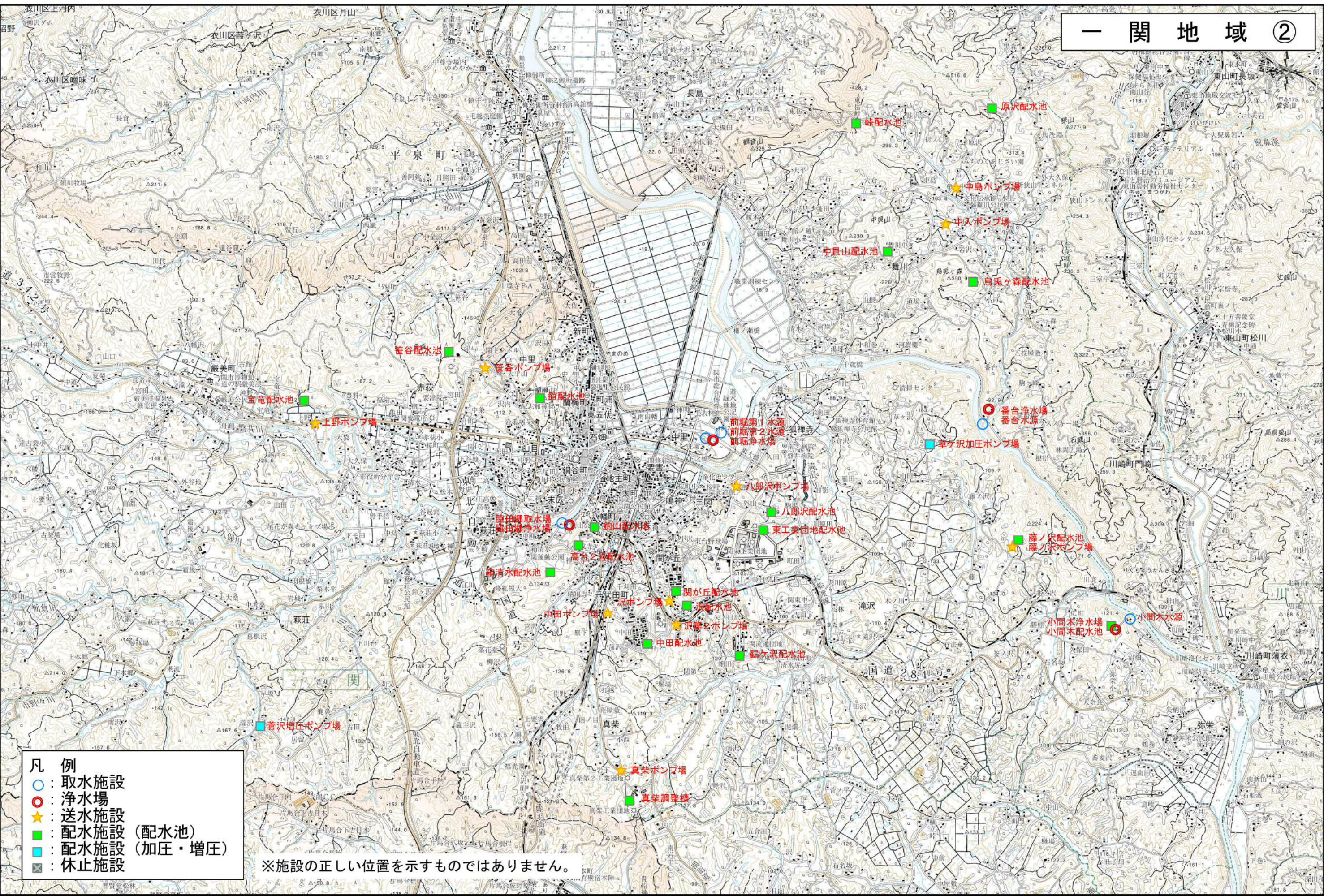
一関地域 ①



- 凡 例
- : 取水施設
 - : 浄水場
 - ★ : 送水施設
 - : 配水施設 (配水池)
 - : 配水施設 (加圧・増圧)
 - : 休止施設

※施設の正しい位置を示すものではありません。

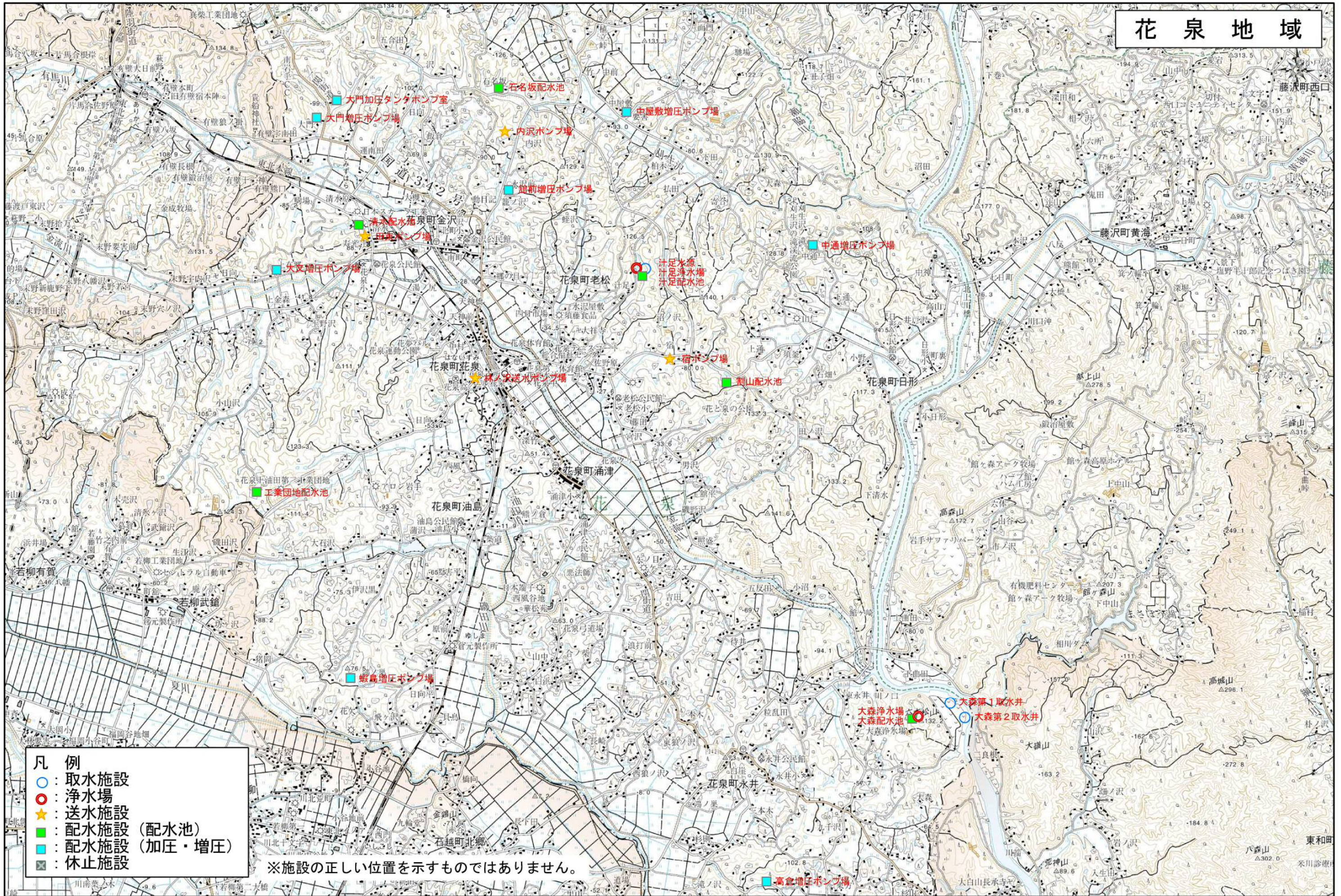
一関地域 ②



- 凡 例
- : 取水施設
 - : 浄水場
 - ★ : 送水施設
 - : 配水施設 (配水池)
 - : 配水施設 (加圧・増圧)
 - : 休止施設

※施設の正しい位置を示すものではありません。

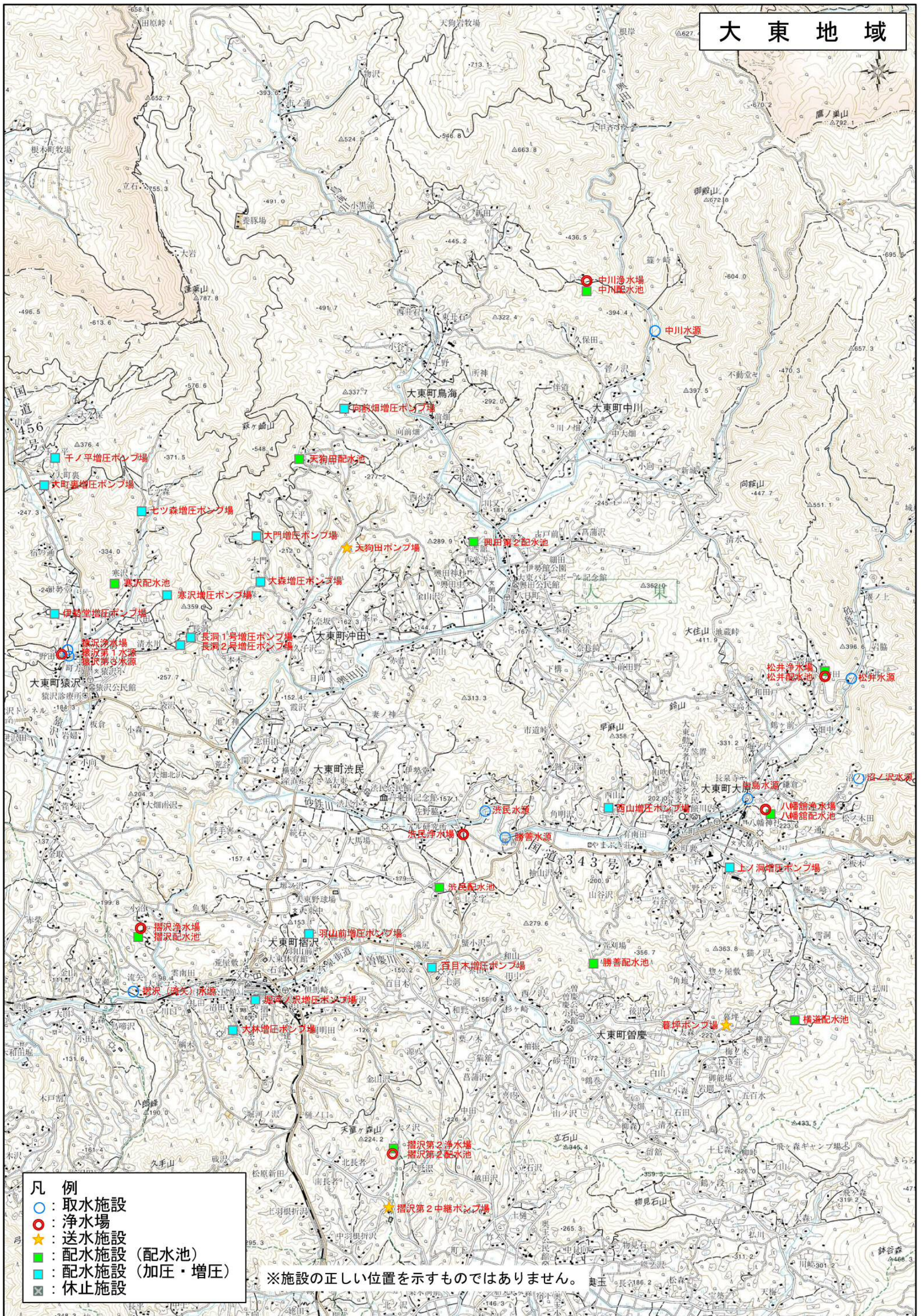
花泉地域



- 凡 例
- : 取水施設
 - : 浄水場
 - ★ : 送水施設
 - : 配水施設 (配水池)
 - : 配水施設 (加圧・増圧)
 - : 休止施設

※施設の正しい位置を示すものではありません。

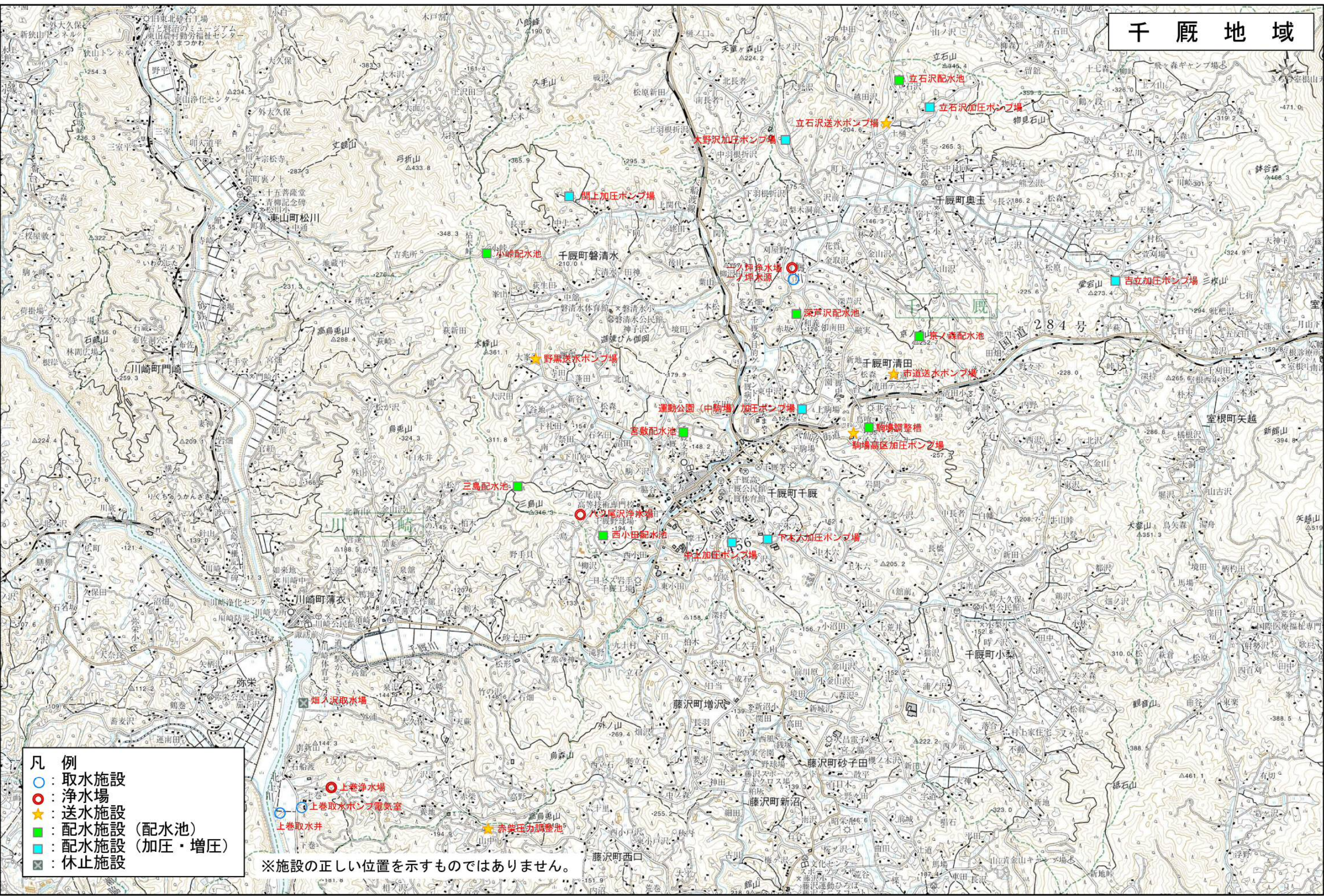
大東地域



- 凡 例**
- : 取水施設
 - : 浄水場
 - ★ : 送水施設
 - : 配水施設 (配水池)
 - : 配水施設 (加圧・増圧)
 - : 休止施設

※施設の正しい位置を示すものではありません。 奥玉

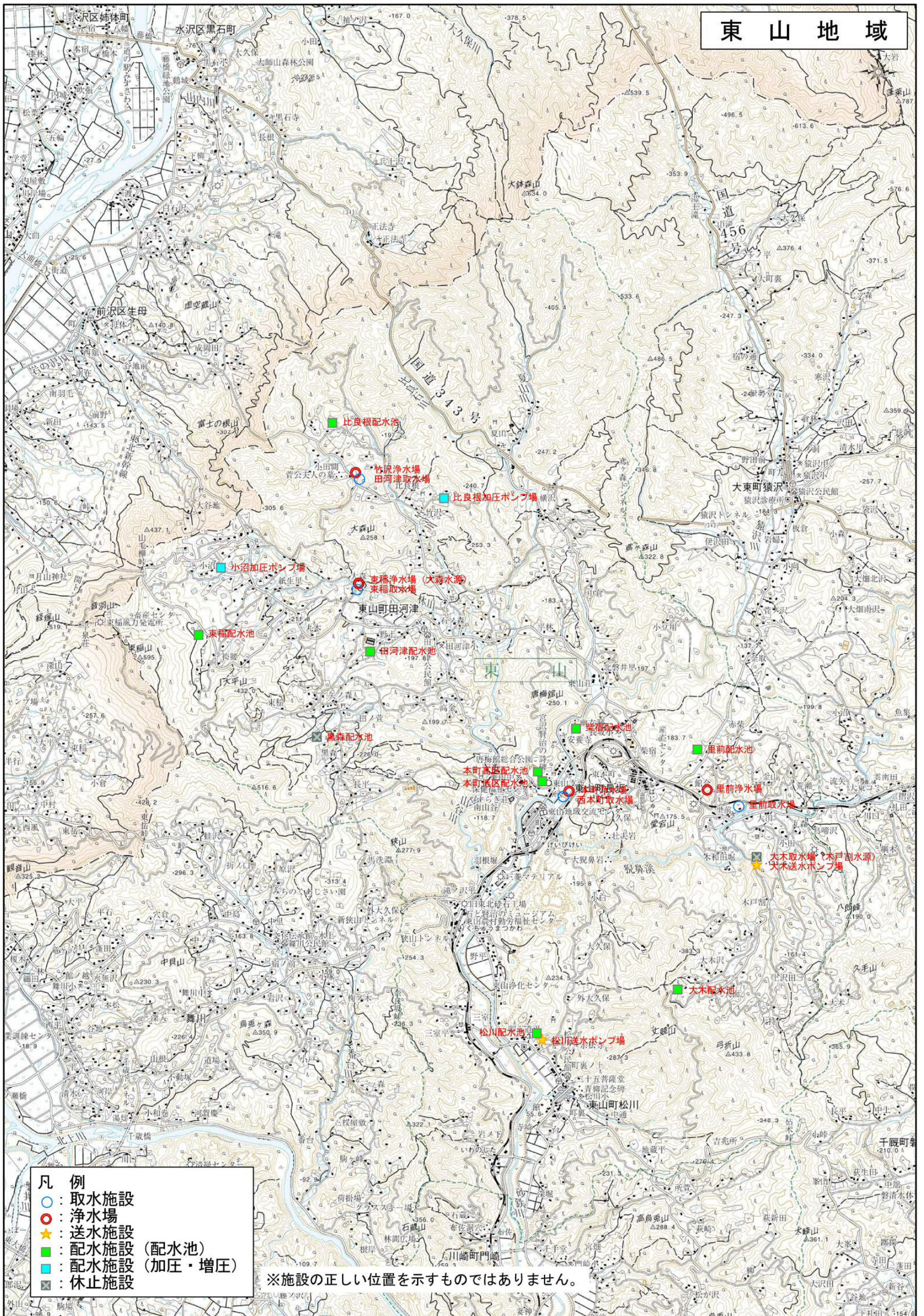
千 厩 地 域



- 凡 例
- : 取水施設
 - : 浄水場
 - ★ : 送水施設
 - : 配水施設 (配水池)
 - : 配水施設 (加圧・増圧)
 - ⊠ : 休止施設

※施設の正しい位置を示すものではありません。

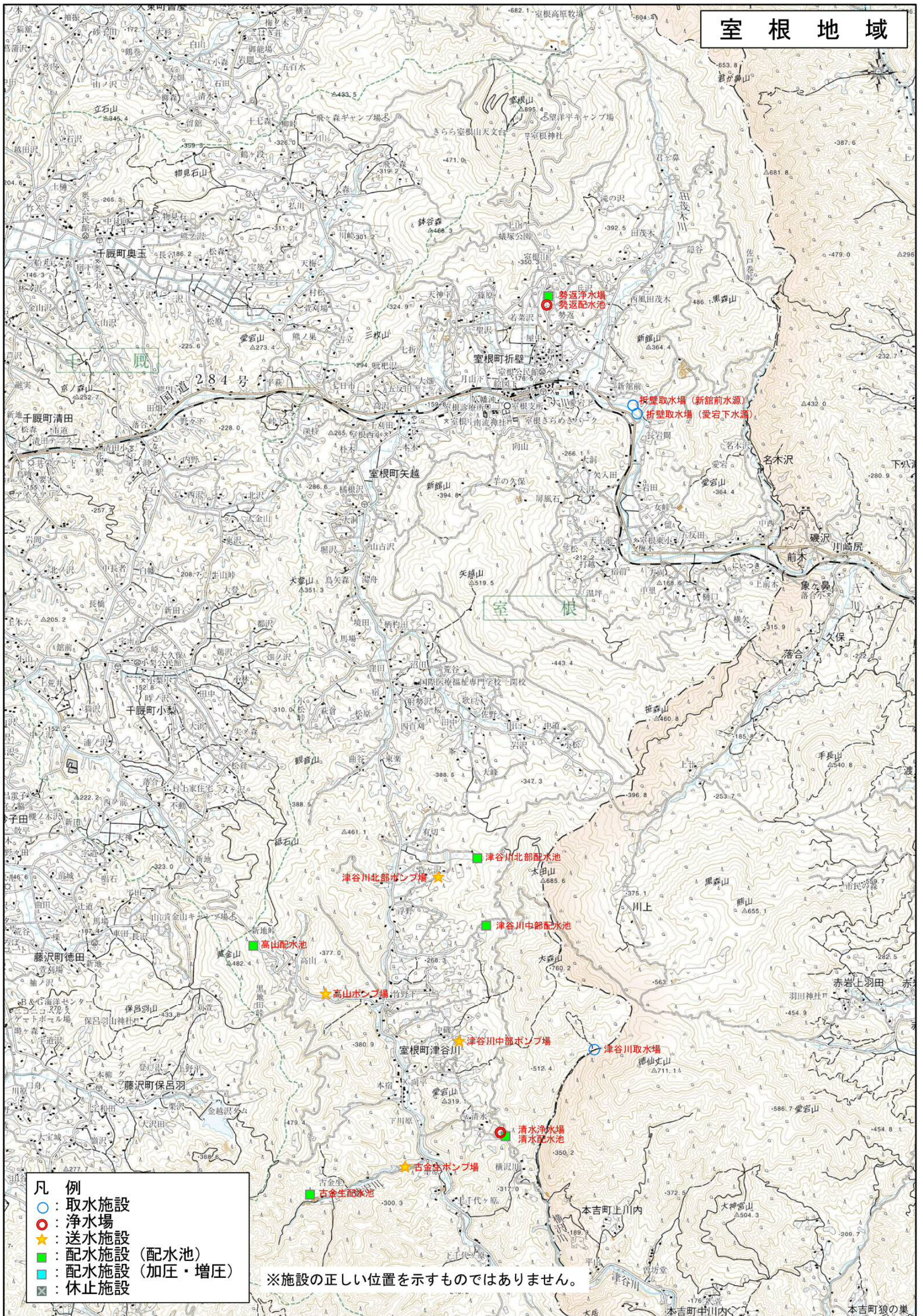
東山地域



- 凡 例
- : 取水施設
 - : 浄水場
 - ★ : 送水施設
 - : 配水施設 (配水池)
 - : 配水施設 (加圧・増圧)
 - : 休止施設

※施設の正しい位置を示すものではありません。

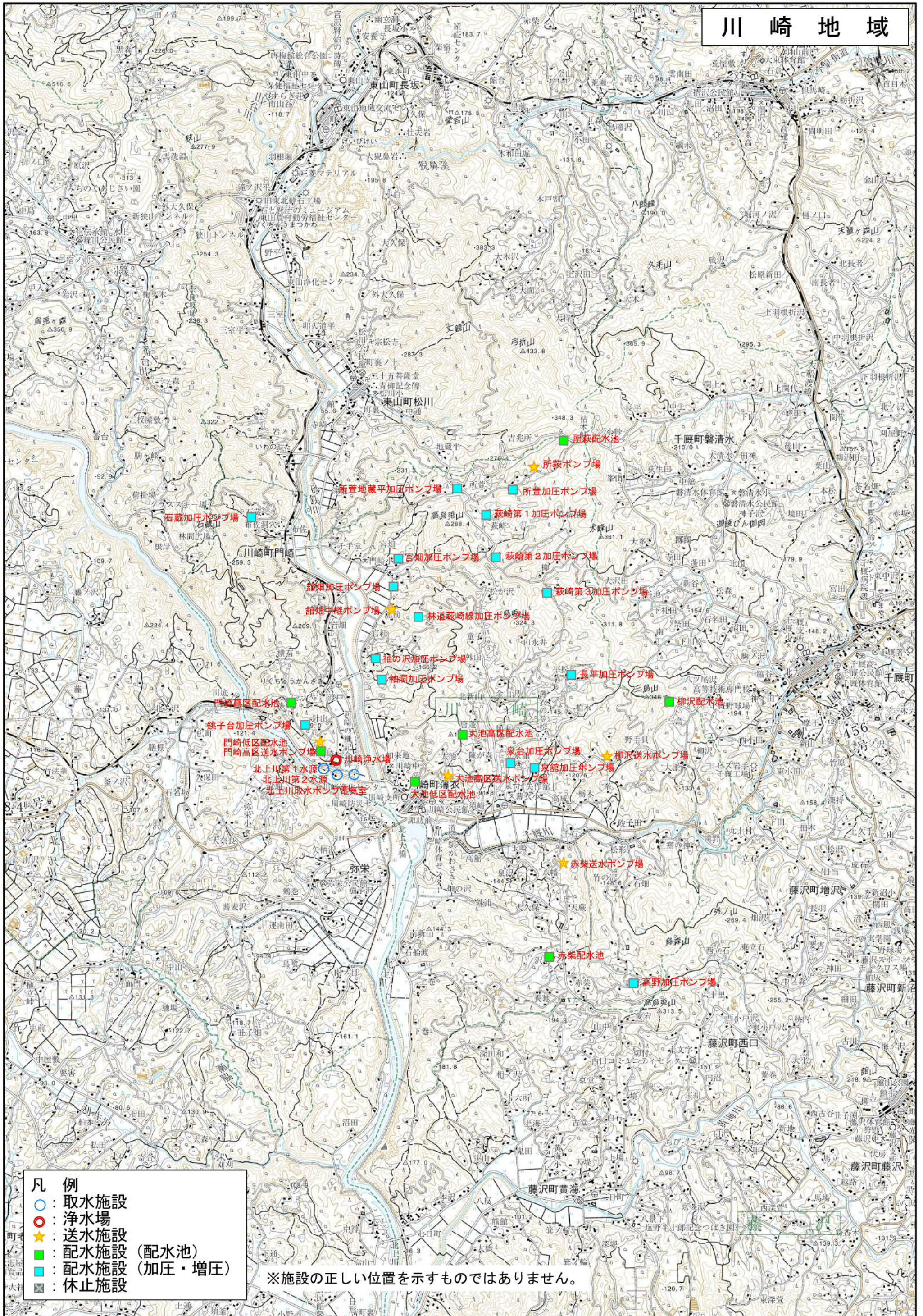
室根地域



- 凡 例**
- : 取水施設
 - : 浄水場
 - ★ : 送水施設
 - : 配水施設 (配水池)
 - : 配水施設 (加圧・増圧)
 - : 休止施設

※施設の正しい位置を示すものではありません。

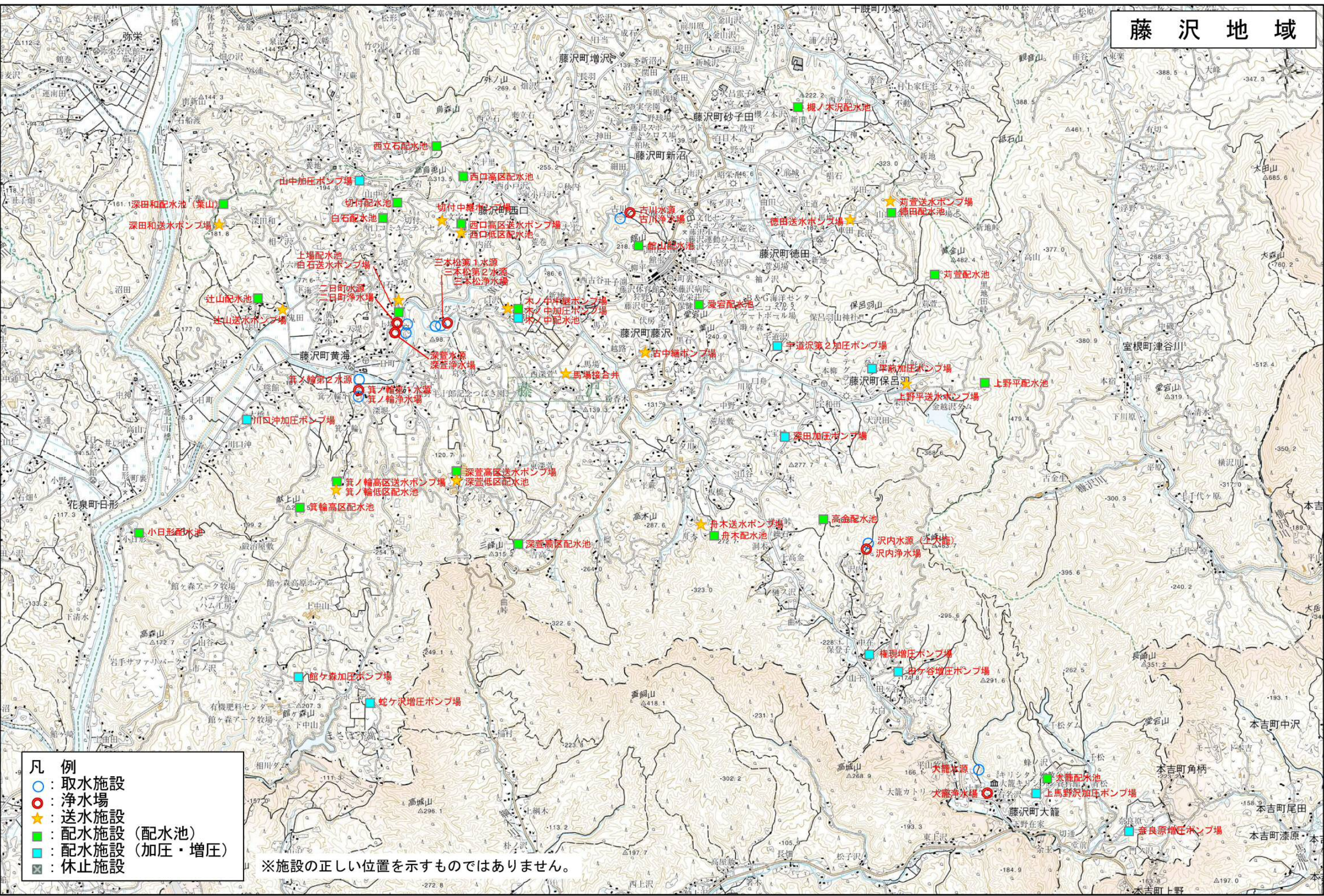
川崎地域



- 凡 例**
- : 取水施設
 - : 浄水場
 - ★ : 送水施設
 - : 配水施設 (配水池)
 - : 配水施設 (加圧・増圧)
 - : 休止施設

※施設の正しい位置を示すものではありません。

藤沢地域



- 凡 例
- : 取水施設
 - : 浄水場
 - ★ : 送水施設
 - (緑) : 配水施設 (配水池)
 - (青) : 配水施設 (加圧・増圧)
 - (灰) : 休止施設

※施設の正しい位置を示すものではありません。